

MS&AD 三井住友海上

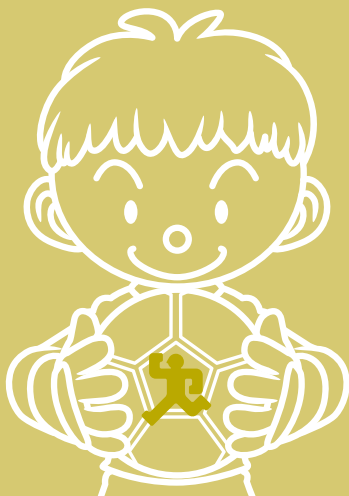
安心のゴールキーパーでありたい。



# ケガの保険

ご契約のしおり

パーソナル総合傷害保険  
普通保険約款・特約



# はじめに

平素は格別のお引き立てをいただき、心より御礼申し上げます。  
この「ご契約のしおり」では「GK ケガの保険」について、ご契約内容（約款）やご契約に伴うご注意事項など、大切なことをご説明しています。

保険証券<sup>(注)</sup>とともにご確認のうえ大切に保管してください。

(注) 保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、ご契約時に eco 保険証券が自動的に選択される「ネット de 保険@さいくる」の場合は当社ホームページの「ご契約内容」と読み替えます。以下同様とします。

## ●保険証券の記載内容のご確認について

保険証券はお客さまからお申出いただきました内容や、ご確認させていただきました事項に基づいて作成しております。内容をご確認いただき、記載内容が事実と異なる場合は、直ちに取扱代理店または当社までご連絡ください。

- **保険証券 表示内容のご確認方法**：この「ご契約のしおり」の P021 をご覧ください。

※ご契約時に eco 保険証券が自動的に選択される「ネット de 保険@さいくる」の場合は、書面の保険証券は送付いたしません。当社ホームページの「ご契約内容」をご確認ください。なお、eco 保険証券の概要につきましては、下記【eco 保険証券・Web 約款のご案内】をご確認ください。

## ●ご契約後にご連絡いただきたい事項について

「GK ケガの保険」には、ご契約後にご連絡いただきたい事項がございます。

ご契約内容に変更が発生した場合や事故が起こった場合には、取扱代理店または当社にご連絡ください。

- **ご契約内容に変更が生じた場合**：「重要事項のご説明」の「3 契約締結後におけるご注意事項」をご覧ください。
- **事故が起こった場合**：この「ご契約のしおり」の P016 をご覧ください。

### 【eco 保険証券・Web 約款のご案内】

eco 保険証券と Web 約款は、書面の保険証券と「ご契約のしおり（約款）」のお届けに代えて、パソコンやスマートフォン等を利用して、当社ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）でご契約内容や「ご契約のしおり（約款）」をご覧いただける仕組みです。

eco 保険証券や Web 約款を新たにご選択いただいた場合、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。eco 保険証券や Web 約款のご利用は、紙の使用量を削減し、地球環境保護に役立てることがありますので、ぜひご利用ください。

※ご利用方法等の詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

### 【ご質問・ご要望などについて】

ご不明な点やお気づきの点がございましたら、取扱代理店または当社までお問い合わせください。



# 「ご契約のしおり」の目次

## 第1部：ご契約の補足事項

(「重要事項のご説明」において📖マークを記載した事項)

📖 保険期間、始期日、満期日、治療、後遺障害、入院、手術、通院、先進医療 <b>用語のご説明</b> .....	P012
📖 被保険者による保険契約の解約請求 .....	P014
📖 失効について .....	P015
📖 最低保険料について .....	P015
📖 事故が起こった場合の手続き（当社へのご連絡等、保険金の請求時にご提出いただく書類）、代理請求人制度 .....	P016
📖 契約内容登録制度 .....	P019

## 第2部：保険証券 表示内容のご確認

保険証券の記載事項について .....	P022
1. 保険契約者の住所、氏名、保険種類および保険期間をご確認ください。 .....	P022
2. 「被保険者」欄をご確認ください。 .....	P022
3. 「保険金受取人」欄をご確認ください。 .....	P022
4. 「保険料払込方法」「保険料払込期日」「保険料」欄をご確認ください。 .....	P022
5. 補償内容と保険金額がお申込内容と相違ないことをご確認ください。 .....	P023

## 第3部：普通保険約款

<普通傷害型>	
用語の説明 .....	P026
第1章 補償条項 .....	P029
第2章 基本条項 .....	P035
<交通傷害型>	
用語の説明 .....	P053
第1章 補償条項 .....	P057
第2章 基本条項 .....	P063

## 第4部：特約

「特約一覧表」「特約コード一覧」については、  
P007 以降をご参照ください。

## 第5部：その他のお取扱いについて

返還保険料のお取扱いについて…………… P184

# 普通保険約款

保険証券に表示されている加入プランが「普通傷害」の場合には「パーソナル総合傷害保険（普通傷害型）普通保険約款」、加入プランが「交通傷害」の場合には「パーソナル総合傷害保険（交通傷害型）普通保険約款」が適用されます。

## 1. パーソナル総合傷害保険（普通傷害型）

普通保険約款 ..... P026

## 2. パーソナル総合傷害保険（交通傷害型）

普通保険約款 ..... P053

# 特約一覧表

普通保険約款にセットされる特約は、以下のとおりです。なお、特約のセット条件は、それぞれの特約に定められた「この特約の付帯条件（第1条）等」をご参照ください。

特約には、ご契約時のお申出にかかわらず、すべてのご契約に自動的にセットされる特約（自動セット特約）と、ご契約時にお申出があり当社が引き受ける場合にセットされる特約（任意セット特約）があります。自動セット特約には **自動セット** と表示しています。

なお、保険証券の表示内容については「第2部 保険証券 表示内容のご確認」（P021）をご参照ください。

## 1. ケガの補償に関する特約

---

- |                              |      |
|------------------------------|------|
| (1) 天災危険補償特約                 | P082 |
| (2) 特定職業従事中補償特約              | P082 |
| (3) 競技・競争・興行等補償特約            | P083 |
| (4) 運動危険等補償特約                | P084 |
| (5) 就業中のみの危険補償（事業主・役員・従業員）特約 | P085 |
| (6) 交通事故危険増額支払（倍数方式）特約       | P086 |
| (7) 後遺障害等級第1～7級限定補償特約        | P089 |
| (8) 実通院日のみの通院保険金支払特約         | P090 |
| (9) 通院保険金の保険期間中の支払限度に関する特約   | P090 |
- 

## 2. 補償に関するその他の特約

---

- |                            |      |
|----------------------------|------|
| (10) 育英費用補償特約              | P091 |
| (11) 日常生活賠償特約              | P098 |
| (12) 受託物賠償責任補償特約           | P111 |
| (13) 携行品特約                 | P122 |
| (14) 新価保険特約（携行品特約用）        | P131 |
| (15) 救援者費用等補償特約            | P133 |
| (16) 遭難捜索費用補償特約            | P141 |
| (17) ホームヘルパー費用補償特約         | P146 |
| (18) ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約 | P152 |
| (19) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約  |      |
| <b>自動セット</b>               | P159 |
- 

## 3. 被保険者の範囲に関する特約

---

- |                            |      |
|----------------------------|------|
| (20) 被保険者の範囲に関する特約（親権者補償用） | P160 |
|----------------------------|------|
- 

## 4. 保険料に関する特約

---

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| (21) 保険料一般分割払特約（猶予期間延長用） | P162 |
|--------------------------|------|

(22) 保険料クレジットカード払特約	P166
(23) 初回保険料口座振替特約	P168
(24) 初回追加保険料口座振替特約	P170
(25) 初回保険料払込取扱票・請求書払特約	P172
(26) 初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約	P174

---

## 5. その他の特約

---

(27) 企業等の災害補償規定等特約	P176
(28) 企業等の傷害保険金受取に関する特約	P177
(29) 自動継続特約	P177
(30) 通信販売特約	P180
(31) 保険証券の発行に関する特約	P182

---

# 特約コード一覧

お客さまのご契約には、証券表示の内容に従い、次の特約が適用されます。下表の一覧より、保険証券の特約欄に表示の特約名称または特約コード（英数カナ番号）をご確認ください。

特約コード (保険証券の特約欄に表示の英数カナ番号)	特約名称
O4	保険料一般分割払特約（猶予期間延長用）
22	天災危険補償特約
3S	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
3X	就業中のみの危険補償（事業主・役員・従業員）特約
67	企業等の傷害保険金受取に関する特約
Aイ	保険料クレジットカード払特約
A工	通信販売特約
Aク	初回保険料払込取扱票・請求書払特約
Cア	交通事故危険増額支払（倍数方式）特約
Cイ	自動継続特約
Cウ	初回追加保険料口座振替特約
Eハ	競技・競争・興行等補償特約
Gイ	特定職業従事中補償特約
P5	後遺障害等級第1～7級限定補償特約
Pフ	実通院日のみの通院保険金支払特約
Pハ	通院保険金の保険期間中の支払限度に関する特約
Pホ	保険証券の発行に関する特約
QG	ホールインワン・アルパトロス費用補償特約
QJ	新価保険特約（携行品特約用）
QL	初回保険料口座振替特約
SB	被保険者の範囲に関する特約（親権者補償用）
SR	運動危険等補償特約
YY	企業等の災害補償規定等特約
—	初回追加保険料払込取扱票・請求書払特約

(注) 上記以外の特約については、保険証券の補償項目欄に表示されています。



# 第1部

---

## ご契約の補足事項

---


ご契約の補足事項（「重要事項のご説明」において📖マークを記載した事項など）をご確認ください。

## 用語のご説明



保険期間、始期日、満期日、治療、後遺障害、入院、手術、通院、先進医療

下表では、「重要事項のご説明」およびこの「ご契約のしおり（第1部）」に記載されている用語をご説明しています。「重要事項のご説明」の①ページに記載の「用語のご説明」とあわせてご確認ください。

 用語	ご説明
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
満期日	保険期間の末日をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを除きます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

手術	<p>次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為<sup>(注1)</sup>。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。</p> <p>②先進医療に該当する診療行為<sup>(注2)</sup></p> <p>(注1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。</p> <p>(注2) ②の診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>
通院	<p>病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。</p> <p>※柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。</p>
先進医療	<p>手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、お支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。手術を受けた時点において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。</p>



## 被保険者による保険契約の解約請求



### 被保険者による保険契約の解約請求

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約<sup>(注1)</sup>の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約<sup>(注1)</sup>を解約しなければなりません。

- ①この保険契約<sup>(注1)</sup>の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
  - ・当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約<sup>(注1)</sup>の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族<sup>(注2)</sup>関係の終了等により、この保険契約<sup>(注1)</sup>の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が当社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

※本人型以外においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による解約が行われた場合には、保険契約者は次の①または②いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、被保険者ご本人が後遺障害保険金の支払いを受けていた場合には②によるものとします。




- ① 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
- ② この保険契約を解約すること。

(注1) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。


(注2) 親族

6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

 失効について 最低保険料について 失効について

ご契約後に、被保険者全員が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。

なお、被保険者全員が死亡保険金をお支払いする場合に該当した場合を除き、未経過期間分の保険料を返還します。

 最低保険料について

- この保険契約の最低保険料は1,000円となります。
- 保険契約が失効となる場合、または保険契約を解約される場合、払込みいただいた保険料が1,000円未満のときは、1,000円との差額を払込みいただく必要があります。ただし、分割払契約の場合および保険契約の中途更改に伴う保険料返還の場合は除きます。



事故が起こった場合の手続き（当社へのご連絡等、保険金の請求時にご提出いただく書類）、代理請求人制度



契約内容登録制度



事故が起こった場合の手続き（当社へのご連絡等、保険金の請求時にご提出いただく書類）、代理請求人制度

＜保険金をお支払いする場合に該当したときの当社へのご連絡等＞

- ・保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または当社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、当社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

三井住友海上へのご連絡は

事故は いち早く

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

**0120-258-189** (無料)へ

- ・法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に当社へご相談ください。なお、あらかじめ当社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

#### ●示談交渉サービス

日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、当社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を当社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が当社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- ・携行品特約、受託物賠償責任補償特約の対象となる盗難事故が発生した場合、遅滞なく警察に届け出てください。

＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の●を付した書類のうち、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただけます。

- ※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。
- ※2 損害賠償請求権者が当社に損害賠償額を直接請求する場合は、次表の「相手への賠償」と同様です。
- ※3 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類		補償種類		
		ケガに関する補償	相手への賠償	その他の補償 <sup>(注)</sup>
書類の例				
(1) 当社所定の保険金請求書	当社所定の保険金請求書	●	●	●
(2) 当社が保険金の支払事由の発生有無、保険金が支払われない事由に該当する事実の有無、損害の程度を確認するために必要な書類	当社所定の同意書(医師や公的機関に照会し説明を求めることについての同意を含みます。)、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、スコアカード(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約の場合)等	●	●	●
(3) 被保険者またはその代理人(親権者、代理請求人、相続人等)の保険金請求であることを確認するための書類	住民票、健康保険証(写)、戸籍謄本、戸籍抄本、委任状、印鑑証明書、商業登記簿謄本、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書等	●	●	●
(4) 診断書、診療状況申告書、治療等に要した費用の領収書およびその他費用の額を示す書類	当社所定の診断書、診療状況申告書、入院(・通院)状況申告書、診療報酬明細書、治療費の領収書、診療明細書等	●	—	—
(5) 公の機関(やむを得ない場合には第三者)等の事故証明書	警察署・消防署等の公の機関、交通機関、医療機関、施設管理者、勤務先等の事故証明書等	●	●	●
(6) 死亡診断書または死体検案書、戸籍謄本	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本、除籍謄本等	●	—	—
(7) 後遺障害診断書およびその他の後遺障害による損害の内容・程度を示す書類	当社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料、その他の後遺障害の内容・程度を示す書類等	●	—	—
(8) 損害賠償の額、費用の額および損害賠償請求権者等を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ②他人の財物破損(破損財物の使用不能による間接損害を含む)の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払または保険金の支払に関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、治療費の領収書、休業損害証明書、源泉徴収票、戸籍謄本等 修理見積書・領収書、取得時の領収書、建物登記簿謄本、賃貸借契約書、決算書類、事故前後の売上計画・実績等 示談書、判決書、当社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書、争訟費用等に関する領収書の明細等	—	●	—
(9) その他必要に応じて当社が求める書類 ①他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、保険会社等からの支払い通知書、労災支給決定通知等	—	●	●

(注) 携行品に関する補償、ホールインワン・アルバトロス費用に関する補償などをいいます。

■高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、当社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(注)</sup>等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（※）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

（※）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(注)</sup>」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者<sup>(注)</sup>」または「上記②以外の3親等内の親族」

（注）法律上の配偶者に限ります。

■当社は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認<sup>(注2)</sup>を終えて保険金をお支払いします。<sup>(注3)</sup>

（注1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（注2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期の詳細については、普通保険約款・特約でご確認ください。

## 契約内容登録制度

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

### ○契約内容登録制度のあらまし

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金およびこれらの保険金と同様の内容を有する保険金をお支払いする保険契約をお引受した場合、損害保険会社からの連絡により、一般社団法人 日本損害保険協会に保険契約に関する事項が登録されます。損害保険会社は、この後、その保険契約について保険金額の増額等の契約内容変更手続きが行われた場合または同じ被保険者について新たな保険契約を締結した場合もしくはその死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金等の請求があった場合、登録内容を契約の存続またはこれらの保険金のお支払いの参考とさせていただきます。

損害保険会社は本制度により知り得た内容を保険契約の存続およびこれらの保険金のお支払いの参考とする以外に用いることはありません。また、一般社団法人 日本損害保険協会および損害保険会社は、本制度により知り得た内容を他に公開いたしません（ただし、犯罪捜査等にあたる公的機関からの要請を受けた場合のその公的機関への開示を除きます。）。

登録内容については当社または一般社団法人 日本損害保険協会に照会することができます。なお、照会できる方は、保険契約者または被保険者に限るとともに、照会できる内容はそのご本人に関する情報のみとなります。



# 第2部

---

## 保険証券 表示内容の ご確認

---

保険証券の表示内容を必ずご確認ください。

保険証券の表示内容がお申込内容と相違していましたら、直ちに取扱代理店または当社にご連絡ください。

# 保険証券の記載事項について

**1** 保険契約者の住所、氏名、保険種類  
および保険期間をご確認ください。

**2** 「被保険者」欄をご確認ください。

「被保険者」は補償の対象となる方または補償を受けられる方です。住所や氏名に誤りがあった場合には、保険金が支払われない場合がありますので、「被保険者」の住所および氏名の記載をご確認ください。

ご契約条件や、セットされる特約により、被保険者の範囲が異なる場合があります。

被保険者（補償の対象となる方または補償を受けられる方）については、普通保険約款・特約をご確認ください。

なお、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

**3** 「保険金受取人」欄をご確認ください。

保険金受取人を記載しておりますのでご確認ください。

**4** 「保険料払込方法」「保険料払込期日」「保険料」  
欄をご確認ください。

(1) 保険料を分割して払込みいただく場合、第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までに払込みください。払込猶予期間（保険料払込期日の翌月末日<sup>(\*)</sup>）までに分割保険料が払い込まれなかった場合には、その保険料払込期日の翌日以後に生じた保険金支払事由については保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(\*)「保険料一般分割払特約（猶予期間延長用）」をセットしたご契約の場合は、保険料が払い込まれなかったことについて故意または重大な過失がなかったときは、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。ただし、この場合は保険料払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。

(2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は生じ、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

(3) 初回保険料を口座振替で払込みいただく場合、保険料

は保険期間の開始する月の翌月に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合には、保険金をお支払いしないことがあります。初回保険料の引き落とし前に事故が発生した場合は、原則として、取扱代理店または当社へ初回保険料を払い込んでください。当社にて初回保険料の払込みを確認させていただいた後、保険金をお支払いします。

## 5

### 補償内容と保険金額がお申込内容と相違ないことをご確認ください。

保険金額の設定がある場合は保険金額が表示されます。補償内容と保険金額がお申込内容と相違ないことをご確認ください。

#### ご確認ください

保険金の種類、保険契約にセットされた特約の名称、保険金額および免責金額<sup>(\*)</sup>等をご確認ください。

(\*) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。



# 第3部

---

## 普通保険約款

---

普通保険約款は、基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。パーソナル総合傷害保険の基本となる補償内容を定めた「補償条項」と、これらに共通の事項や保険料の払込み、告知義務など契約手続等に関する事項を定めた「基本条項」から成り立っています。

# パーソナル総合傷害保険（普通傷害型）普通保険約款

## 「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の説明のある場合は、それによります。

用語	説明
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
家族	補償条項第2条（被保険者）（1）のいずれかに該当する者をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行 <sup>（注1）</sup> または試運転 <sup>（注2）</sup> をいいます。 （注1） 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 （注2） 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
頸部症候群 <sup>けい</sup>	いわゆる「むちうち症」をいいます。
契約条件変更の申出	この保険契約による保険金の支払条件等の契約条件の変更を書面をもって申し出ることをいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを除きます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。

失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払限度日数	支払対象期間内において、入院保険金および通院保険金の支払の限度となる日数をいい、入院保険金および通院保険金それぞれについて、保険証券記載の期間または日数とします。
支払対象期間	<p>事故の発生の日から起算<sup>(注1)</sup>する入院保険金および通院保険金の支払の対象となる期間をいい、入院保険金および通院保険金それぞれについて、保険証券記載の期間または日数とします。なお、入院<sup>(注2)</sup>が中断している期間がある場合にはその期間を含む継続した期間をいいます。</p> <p>(注1) 事故の発生の日から起算 事故発生の日を含みます。</p> <p>(注2) 入院 補償条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)に規定する入院をいいます。</p>
死亡・後遺障害保険金額	保険証券に記載されたその被保険者の死亡・後遺障害保険金額をいいます。
手術	<p>次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為<sup>(注1)</sup>。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. テブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術</p> <p>② 先進医療<sup>(注2)</sup>に該当する診療行為<sup>(注3)</sup></p> <p>(注1) 診療行為 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p> <p>(注2) 先進医療 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りません。</p> <p>(注3) 診療行為 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りません。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>
傷害	身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 <sup>(注)</sup> を含み、次のいずれか

	<p>に該当するものを含みません。</p> <p>① 細菌性食中毒</p> <p>② ウイルス性食中毒</p> <p>(注) 中毒症状 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。</p>
乗用具	<p>自動車等、モーターボート<sup>(注)</sup>、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。</p> <p>(注) モーターボート 水上オートバイを含みます。</p>
親族	<p>6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。</p>
他の保険契約等	<p>この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</p>
治療	<p>医師<sup>(注)</sup>が必要であると認め、医師<sup>(注)</sup>が行う治療をいいます。</p> <p>(注) 医師 被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。</p>
通院	<p>病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。</p>
通院保険金日額	<p>保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金日額をいいます。</p>
訂正の申出	<p>告知事項<sup>(注)</sup>について書面をもって訂正を申し出ることであって、基本条項第4条(告知義務)(3)③に規定する訂正の申出をいいます。</p> <p>(注) 告知事項 基本条項第4条(1)に規定する告知事項をいいます。</p>
入院	<p>自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p>
入院保険金日額	<p>保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。</p>
配偶者	<p>婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。</p>
被保険者	<p>この保険契約により補償の対象となる者をいいます。</p>
変更日	<p>訂正の申出の承認または契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。</p>
暴動	<p>群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。</p>
保険期間	<p>保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。</p>
保険金	<p>この保険契約により補償される傷害が生じた</p>

	場合に、当社が被保険者または死亡保険金受取人に支払うべき金銭であって、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金およびこの普通保険約款に付帯される特約により支払われるべき保険金をいいます。
保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申し込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。
満期日	保険期間の末日をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

## 第1章 補償条項

### 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1)の保険金のうち、保険証券に保険金額または保険金日額が記載されたものについて、保険金を支払います。ただし、死亡保険金および後遺障害保険金については死亡・後遺障害保険金額、手術保険金については入院保険金日額が保険証券に記載された場合に保険金を支払います。
- (3) 当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

### 第2条（被保険者）

- (1) この約款における被保険者は、次の者とします。

被保険者の型	被保険者
① 本人型	本人
② 夫婦型	次のいずれかに該当する者 ア. 本人 イ. 本人の配偶者
③ 配偶者対象外型	次のいずれかに該当する者 ア. 本人 イ. 本人と同居の親族 ウ. 本人と別居の未婚の子
④ 家族型	次のいずれかに該当する者 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者と同居の親族 エ. 本人またはその配偶者と別居の未婚の子

- (2)(1)の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、傷害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
- (3)保険契約締結の後、本人が第4条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合<sup>(注)</sup>には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が第5条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
  - ② この保険契約を解約すること。
- (4)(3)の事由によって本人が死亡した場合でも、(3)の手続が行われるまでの間、(1)および(2)の規定の適用は、その本人との続柄またはその本人もしくはその配偶者との同居・別居の別および続柄によるものとします。
- (5)(1)に規定する被保険者の型が本人型の場合、(3)の規定は適用しません。
- (注) 本人が第4条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合  
基本条項第7条（保険契約の失効）に該当する場合を除きます。

### 第3条（保険金を支払わない場合）

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者<sup>(注1)</sup>の故意または重大な過失
  - ② 被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
  - ③ 保険金を受け取るべき者<sup>(注2)</sup>の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
  - ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
  - ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
    - ア. 法令に定められた運転資格<sup>(注3)</sup>を持たないで自動車等を運転している間
    - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
    - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
  - ⑥ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
  - ⑦ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
  - ⑧ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
  - ⑨ 被保険者に対する刑の執行
  - ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - ⑪ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ⑫ 核燃料物質<sup>(注4)</sup>もしくは核燃料物質<sup>(注4)</sup>によって汚染された物<sup>(注5)</sup>の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - ⑬ ⑩から⑫までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑭ ⑫以外の放射線照射または放射能汚染

- (2)当社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
  - ② 被保険者の入浴中の溺水<sup>(注6)</sup>。ただし、入浴中の溺水<sup>(注6)</sup>が、当社が保険金を支払うべき傷害によって生じた場合には、保険金を支払います。
  - ③ 被保険者の誤嚥<sup>(注7)</sup>によって生じた肺炎。この場合、誤嚥<sup>(注7)</sup>の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- (3)当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ① 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間
    - ア. 山岳登山<sup>(注8)</sup>
    - イ. リューシュ、ポプスレー、スケルトンまたはスカイダイビング
    - ウ. 航空機<sup>(注9)</sup>操縦<sup>(注10)</sup>、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機<sup>(注11)</sup>搭乗またはジャイロプレーン搭乗
    - エ. その他ア. からウ. までに類する危険な運動
  - ② 被保険者の職業が次のいずれかに掲げるものに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
    - ア. オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手または自動車競争選手
    - イ. 自転車競争選手
    - ウ. モーターボート競争選手
    - エ. 猛獣取扱者<sup>(注12)</sup>
    - オ. プロボクサー、プロレスラーまたはローラーゲーム選手<sup>(注13)</sup>
    - カ. カ士
    - キ. その他ア. からカ. ままでと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
  - ③ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
    - ア. 乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
    - イ. 乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用車を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
    - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間
- (注1) 保険契約者  
保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者  
保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 法令に定められた運転資格  
運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 核燃料物質  
使用済燃料を含みます。
- (注5) 核燃料物質によって汚染された物  
原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) 溺水  
水を吸引したことによる窒息をいいます。
- (注7) 誤嚥<sup>(注7)</sup>  
食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。

(注8) 山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

(注9) 航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

(注10) 操縦

職務として操縦する場合を除きます。

(注11) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

(注12) 猛獣取扱者

動物園の飼育係を含みます。

(注13) ローラーゲーム選手

レフリーを含みます。

## 第4条（死亡保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡・後遺障害保険金額の全額<sup>(注)</sup>を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 基本条項第22条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定によりその被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 基本条項第22条（死亡保険金受取人の変更）(9)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(注) 死亡・後遺障害保険金額の全額

既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

## 第5条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

死亡・後遺障害  
保険金額

×

別表1に掲げる各等級の後遺  
障害に対する保険金支払割合

=

後遺障害保  
険金の額

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目におけるその被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
  - ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払

## 割合

- ② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、死亡・後遺障害保険金額に次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

－

既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

=

適用する割合

- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。

## 第6条（入院保険金および手術保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数}} = \boxed{\text{入院保険金の額}}$$

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置<sup>(注1)</sup>であるときには、その処置日数を含みます。

- (3) (1)の入院した日数には次の日数を含みません。

① 入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降に入院した日数

② 1事故に基づく入院について、入院保険金を支払うべき日数の合計が入院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降に入院した日数

- (4) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

- (5) 当社は、被保険者が、入院保険金の支払対象期間が満了するまでの間に病院または診療所において、第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、1回の手術<sup>(注2)</sup>について、次の算式によって算出した額を、手術保険金としてその被保険者に支払います。

① 入院中<sup>(注3)</sup>に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times 10 = \boxed{\text{手術保険金の額}}$$

② ①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times 5 = \boxed{\text{手術保険金の額}}$$

- (6) 被保険者が手術保険金を支払うべき手術を同一の日に複数回受けた場合は、それらの手術のうち手術保険金の額の高いいずれか1つの手術につい

てのみ手術保険金を支払います。

(7) 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合は、その手術に対して手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、手術保険金を支払いません。

(注1) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる措置  
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる措置を含みます。

(注2) 1回の手術

1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。また、医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。

(注3) 入院中

第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

## 第7条（通院保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院した日数}} = \boxed{\text{通院保険金の額}}$$

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靱帯<sup>じんたい</sup>損傷等の傷害を被った別表2に掲げる部位を固定するためにその被保険者以外の医師の指示によりギプス等<sup>(注)</sup>を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

(3) 当社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、第6条（入院保険金および手術保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) (1)の通院した日数には次の日数を含みません。

① 通院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降に通院した日数

② 1事故に基づく通院について、通院保険金を支払うべき日数の合計が通院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降に通院した日数

(5) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(注) ギプス等

ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

## 第8条（当社の責任限度額）

当社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額をもって限度とします。

① 本人および配偶者については、それぞれの死亡・後遺障害保険金額

② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、死亡・後遺障害保険金額

## 第9条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発

見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害によって死亡したものと推定します。

## 第10条（他の傷害または疾病の影響）

- (1) この保険契約<sup>(注)</sup>において保険金支払の対象とならない傷害または疾病の影響により第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

(注) 保険契約

この保険契約が継続される前の保険契約を含みます。

## 第2章 基本条項

### 第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、始期日の午後4時<sup>(注)</sup>に始まり、満期日の午後4時<sup>(注)</sup>に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(注) 午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

### 第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。
- (2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第3条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、日本国内または国外において被保険者が被った傷害に対して保険金を支払います。

### 第4条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険に関する重要な事項<sup>(注1)</sup>のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
  - ① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合<sup>(注2)</sup>

③ 保険契約者または被保険者が、補償条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 次のいずれかに該当する場合

ア. 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合

イ. 保険契約締結時から5年を経過した場合

(4)(2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

(注1) 危険に関する重要な事項

他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注2) 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

## 第5条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

## 第6条 (保険契約の無効)

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

② 死亡保険金受取人を定める場合<sup>(注)</sup>に、保険契約者以外の被保険者の同意を得なかったとき。

(注) 死亡保険金受取人を定める場合

その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

## 第7条 (保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、補償条項第2条(被保険者)(1)に規定する被保険者がいなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

## 第8条 (保険契約の取消)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

## 第9条 (保険契約者による保険契約の解約)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料<sup>(注)</sup>を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ

なりません。

(注) 未払込保険料

解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

## 第10条（当社による保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第15条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)①の追加保険料の払込みを怠った場合<sup>(注)</sup>には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 追加保険料の払込みを怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

## 第11条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
    - ア. 反社会的勢力<sup>(注1)</sup>に該当すると認められること。
    - イ. 反社会的勢力<sup>(注1)</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
    - ウ. 反社会的勢力<sup>(注1)</sup>を不当に利用していると認められること。
    - エ. 法人である場合において、反社会的勢力<sup>(注1)</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
    - オ. その他反社会的勢力<sup>(注1)</sup>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
  - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額または通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
  - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約<sup>(注2)</sup>を解除することができます。
- ① 本人が、(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
  - ② 本人以外の被保険者が、(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
  - ③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
  - ④ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が傷害<sup>(注3)</sup>の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①から④までの事由が生じた時以

後に発生した傷害<sup>(注3)</sup>に対しては、当社は、保険金<sup>(注4)</sup>を支払いません。  
この場合において、既に保険金<sup>(注4)</sup>を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 保険契約

②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

(注3) 傷害

(2)②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注4) 保険金

(2)③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

## 第12条 (被保険者による保険契約の解約請求)

(1)被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約<sup>(注)</sup>を解約することを求めることができます。

- ① この保険契約<sup>(注)</sup>の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第11条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(1)①または②のいずれかに該当する行為があった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第11条(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合
- ④ 第11条(1)④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約<sup>(注)</sup>の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約<sup>(注)</sup>の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(2)保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解約請求があったときは、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約<sup>(注)</sup>を解約しなければなりません。

(3)(1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約<sup>(注)</sup>を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

(4)(3)の規定によりこの保険契約<sup>(注)</sup>が解約された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

## 第13条 (本人である被保険者に係る部分の解約・解除の特則)

(1)第11条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(2)④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合<sup>(注)</sup>、本人から第12条(被保険者による保険契約の解約請求)(2)の規定による解約請求があった場合、または本人により同条(3)に規定する解約が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が補償条項第5条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるもの

とします。

- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
- ② この保険契約を解約すること。

(2)第12条(被保険者による保険契約の解約請求)(3)の規定により本人が同条(3)に規定する解約を行った場合でも、(1)の手続が行われるまでの間、補償条項第2条(被保険者)(1)および(2)の規定の適用は、その本人との続柄またはその本人もしくはその配偶者との同居・別居の別および続柄によるものとします。

(3)補償条項第2条(被保険者)(1)に規定する被保険者の型が本人型の場合、(1)の規定は適用しません。

(注)本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合

保険契約締結の後、本人が補償条項第4条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

## 第14条(保険契約の解約・解除の効力)

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第15条(保険料の返還または追加保険料の請求)

(1)当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第4条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② ①のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未經過月数}^{(注1)}}{12}$ イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(注1)}}{12}\right)$

(2)保険契約の無効、失効または取消の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第6条(保険契約の無効)①の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

<p>② 保険契約が失効となる場合</p>	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$ <p>ただし、補償条項第2条（被保険者）（1）に規定する被保険者全員が同条項第4条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合は、保険料を返還しません。</p>
<p>③ 第8条（保険契約の取消）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合</p>	<p>既に払い込まれた保険料を返還しません。</p>

(3) 保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。ただし、補償条項第2条（被保険者）（1）に規定する被保険者の型が、夫婦型、配偶者対象外型または家族型の場合は、③の規定は適用しません。

区分	保険料の返還
<p>① 第4条（告知義務）（2）、第10条（当社による保険契約の解除）、第11条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（1）、同条（2）①もしくは③またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合</p>	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
<p>② 補償条項第2条（3）②、第9条（保険契約者による保険契約の解約）または第13条（本人である被保険者に係る部分の解約・解除の特則）（1）②の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合</p>	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left( 1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}}{1} \right)$
<p>③ 第12条（被保険者による保険契約の解約請求）（2）または（3）の規定により、保険契約者または被保険者が保険契約<sup>(注3)</sup>を解約した場合</p>	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left( 1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率}^{(注2)}}{1} \right)$

(注1) 未経過月数・既経過月数  
1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 短期料率  
別表3に掲げる短期料率をいいます。

(注3) 保険契約  
その被保険者に係る部分に限ります。

## 第16条（追加保険料領収前の事故）

- (1)第15条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)①の追加保険料を請求する場合において、第10条（当社による保険契約の解除）の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2)第15条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による傷害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

## 第17条（保険金支払事由発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険金支払事由が発生したことを知った場合は、次表「保険金支払事由発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

保険金支払事由発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 被保険者が補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被った場合は、事故発生状況および傷害の程度を遅滞なく当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、行方不明または遭難発生状況を遅滞なく当社に書面により通知すること。	

## 第18条（保険金の請求）

- (1)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2)当社に対する保険金の請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

区分	保険金請求権の発生時期
① 死亡保険金	その被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金	その被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③ 入院保険金	その被保険者が被った傷害の治療を目的とした入院が終了した時、入院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時、または入院保険金を支払うべき日数の合計が入院保険金の支

	払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時
④ 手術保険金	その被保険者が傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
⑤ 通院保険金	その被保険者が被った傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時、または通院保険金を支払うべき日数の合計が通院保険金の支払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時

(3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠					
提出書類 <sup>(注1)</sup>	保険金種類				
	死亡	後遺障害	入院	手術	通院
① 保険金請求書	○	○	○	○	○
② 当社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○
③ 公の機関 <sup>(注2)</sup> の事故証明書	○	○	○	○	○
④ 死亡診断書または死体検案書	○				
⑤ 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明するその被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	○
⑥ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○		○
⑦ 死亡保険金受取人 <sup>(注3)</sup> の印鑑証明書	○				
⑧ 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○
⑨ 被保険者の戸籍謄本	○				
⑩ 法定相続人の戸籍謄本 <sup>(注4)</sup>	○				
⑪ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 <sup>(注5)</sup>	○	○	○	○	○
⑫ その他当社が第19条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○

(4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(注6)</sup>
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者<sup>(注6)</sup>または②以外の3親等内の親族

(5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

- (6) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (8) 保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (注1) 提出書類  
保険金を請求するときには、○を付した書類を提出しなければなりません。
- (注2) 公の機関  
やむを得ない場合には、第三者とします。
- (注3) 死亡保険金受取人  
死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人とします。
- (注4) 法定相続人の戸籍謄本  
死亡保険金受取人を定めなかった場合に限りです。
- (注5) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書  
保険金の請求を第三者に委任する場合に限りです。
- (注6) 配偶者  
法律上の配偶者に限りです。

## 第19条（保険金の支払）

- (1) 当社は、請求完了日<sup>(注1)</sup>からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- (2) (1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日<sup>(注1)</sup>からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数<sup>(注2)</sup>を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 <sup>(注3)</sup>	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用	60日

された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査	
⑤ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合<sup>(注4)</sup>には、それによって確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4)(1)の規定にかかわらず、入院保険金を支払うべき場合において、保険金支払の対象となる入院期間が1か月以上継続した場合には、当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出ならびに第18条(保険金の請求)(3)および(6)の書類の提出により保険金の内払を行います。

(5)(1)、(2)または(4)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第18条(保険金の請求)(3)および(4)の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数

複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 第20条 (当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1)当社は、第17条(保険金支払事由発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)①の規定による通知または第18条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2)(1)の規定による診断または死体の検案<sup>(注1)</sup>のために要した費用<sup>(注2)</sup>は、当社が負担します。

(注1) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

## 第21条 (代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

## 第22条 (死亡保険金受取人の変更)

(1)保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(2)保険契約締結の後、その被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3)(1)、(2)および(6)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保

険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

- (4)(2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (5)(4)の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (6)保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (7)(6)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (8)(2)および(6)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (9)死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人<sup>(注)</sup>を死亡保険金受取人とします。
- (10)保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

(注) 法定相続人

法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

## 第23条（保険契約者の変更）

- (1)保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2)(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3)保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

## 第24条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1)この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3)保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

## 第25条（契約内容の登録）

- (1)当社は、この保険契約締結の際、次の①から⑥までを一般社団法人日本損害保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
  - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
  - ③ 死亡保険金受取人の氏名
  - ④ 死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および被保険者の同意の有無
  - ⑤ 保険期間
  - ⑥ 当社名
- (2)各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3)各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にする以外に用いないものとします。
- (4)協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5)保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当社または協会に照会することができます。

## 第26条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

## 第27条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀嚼および言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になった	89%

	<p>もの</p> <p>(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</p> <p>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</p> <p>(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの</p>	
第3級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの</p> <p>(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>(5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）</p>	78%
第4級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3) 両耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</p> <p>(7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</p>	69%
第5級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 1上肢の用を全廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の用を全廃したもの</p> <p>(8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）</p>	59%
第6級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p>	50%

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</li> <li>(6) 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>(7) 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの</li> </ul>	
第7級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</li> <li>(2) 両耳の聴力が40 cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(6) 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</li> <li>(7) 1 手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>(9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>(10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの (足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。)</li> <li>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>(13) 両側の睾丸を失ったもの</li> </ul>	42%
第8級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</li> <li>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</li> <li>(3) 1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの</li> <li>(4) 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの</li> <li>(5) 1 下肢を5 cm以上短縮したもの</li> <li>(6) 1 上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</li> </ul>	34%

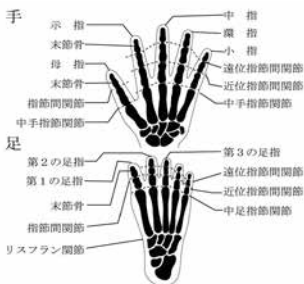
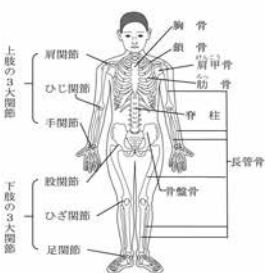
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 1 下肢の3大関節中の1 関節の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 上肢に偽関節を残すもの</li> <li>(9) 1 下肢に偽関節を残すもの</li> <li>(10) 1 足の足指の全部を失ったもの</li> </ul>	
第9級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の矯正視力が0. 6以下になったもの</li> <li>(2) 1 眼の矯正視力が0. 06以下になったもの</li> <li>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄<sup>ましく</sup>または視野変状を残すもの</li> <li>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(6) 咀嚼<sup>く</sup>および言語の機能に障害を残すもの</li> <li>(7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>(9) 1 耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>(12) 1 手の母指または母指以外の2 の手指を失ったもの</li> <li>(13) 1 手の母指を含み2 の手指または母指以外の3 の手指の用を廃したもの</li> <li>(14) 1 足の第1 の足指を含み2 以上の足指を失ったもの</li> <li>(15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</li> <li>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ul>	26%
第10級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼の矯正視力が0. 1以下になったもの</li> <li>(2) 正面視で複視を残すもの</li> <li>(3) 咀嚼<sup>く</sup>または言語の機能に障害を残すもの</li> <li>(4) 14 歯以上に対し歯科補綴<sup>てつ</sup>を加えたもの</li> <li>(5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>(6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>(7) 1 手の母指または母指以外の2 の手指の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 下肢を3 cm以上短縮したもの</li> </ul>	20%

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</li> <li>(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ul>	
第11級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</li> <li>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>(6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(7) 脊柱に変形を残すもの</li> <li>(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの</li> <li>(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</li> <li>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</li> </ul>	15%
第12級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</li> <li>(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</li> <li>(5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</li> <li>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</li> <li>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</li> <li>(8) 長管骨に変形を残すもの</li> <li>(9) 1手の小指を失ったもの</li> <li>(10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの</li> <li>(11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの</li> <li>(12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの</li> <li>(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの</li> <li>(14) 外貌に醜状を残すもの</li> </ul>	10%
第13級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの</li> <li>(2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</li> <li>(3) 正面視以外で複視を残すもの</li> <li>(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたは</li> </ul>	7%

	まつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴 <sup>てつ</sup> を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1 cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴 <sup>てつ</sup> を加えたもの (3) 1耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

(注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



## 別表2 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱
  2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等<sup>(注)</sup>を装着した場合に限ります。
  3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等<sup>(注)</sup>を装着した場合に限ります。
- (注) ギプス等  
ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表1・注2の図に示すところによります。

## 別表3 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合(%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

# パーソナル総合傷害保険（交通傷害型）普通保険約款

## 「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の説明のある場合は、それによります。

用語	説明					
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。					
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。					
運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。					
家族	補償条項第2条（被保険者）（1）のいずれかに該当する者をいいます。					
危険	傷害の発生の可能性をいいます。					
競技等	競技、競争、興行 <sup>(注1)</sup> 、訓練 <sup>(注2)</sup> または試運転 <sup>(注3)</sup> をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 訓練 自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。 (注3) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。					
頸部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。					
契約条件変更の申出	この保険契約による保険金の支払条件等の契約条件の変更を書面をもって申し出ることをいいます。					
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。					
工作用自動車	建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。					
交通乗用具	下表のいずれかに該当するものをいいます。 <table border="1" data-bbox="295 1651 944 2152"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>交通乗用具</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">軌道上を走行する陸上の乗用具</td> <td>自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト (注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。</td> </tr> <tr> <td>自動車<sup>(注1)</sup>、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両</td> </tr> </tbody> </table>	分類	交通乗用具	軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト (注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。	自動車 <sup>(注1)</sup> 、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両
分類	交通乗用具					
軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト (注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。					
	自動車 <sup>(注1)</sup> 、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両					

	により <sup>引</sup> 引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車 <sup>(注2)</sup> (注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード <sup>(注3)</sup> 等は除きます。
空の乗用具	航空機(飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機 <sup>(注4)</sup> 、ジャイロプレーン) (注) ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。
水上の乗用具	船舶 <sup>(注5)</sup> (注) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。
その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (注) 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。

(注1) 自動車

スノーモービルを含みます。

(注2) 歩行補助車

原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。

(注3) キックボード

原動機を用いるものを含みます。

(注4) 超軽量動力機

モーターハンンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。

(注5) 船舶

ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。)およびボートを含みます。

公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
----------	---

歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
-----------	--

始期日	保険期間の初日をいいます。
-----	---------------

失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
----	-------------------------------------

自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
------	---------------------

支払限度日数	支払対象期間内において、入院保険金および通院保険金の支払の限度となる日数をいい、入院保険金および通院保険金それぞれについて、保険証券記載の期間または日数とします。
支払対象期間	<p>事故の発生の日から起算<sup>(注1)</sup>する入院保険金および通院保険金の支払の対象となる期間をいい、入院保険金および通院保険金それぞれについて、保険証券記載の期間または日数とします。なお、入院<sup>(注2)</sup>が中断している期間がある場合にはその期間を含む継続した期間をいいます。</p> <p>(注1) 事故の発生の日から起算 事故発生の日を含みます。</p> <p>(注2) 入院 補償条項第6条(入院保険金および手術保険金の支払)(1)に規定する入院をいいます。</p>
死亡・後遺障害保険金額	保険証券に記載されたその被保険者の死亡・後遺障害保険金額をいいます。
手術	<p>次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為<sup>(注1)</sup>。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きません。</p> <p>ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術</p> <p>② 先進医療<sup>(注2)</sup>に該当する診療行為<sup>(注3)</sup></p> <p>(注1) 診療行為 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p> <p>(注2) 先進医療 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。</p> <p>(注3) 診療行為 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>
傷害	<p>身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状<sup>(注)</sup>を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。</p> <p>① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒</p> <p>(注) 中毒症状 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。</p>
親族	6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
他の保険契約	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じ

等	である他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師 <sup>(注)</sup> が必要であると認め、医師 <sup>(注)</sup> が行う治療をいいます。 (注) 医師 被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金日額をいいます。
訂正の申出	告知事項 <sup>(注)</sup> について書面をもって訂正を申し出ることであって、基本条項第4条(告知義務)(3)③に規定する訂正の申出をいいます。 (注) 告知事項 基本条項第4条(1)に規定する告知事項をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	この保険契約により補償の対象となる者をいいます。
変更日	訂正の申出の承認または契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	この保険契約により補償される傷害が生じた場合に、当社が被保険者または死亡保険金受取人に支払うべき金銭であって、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金およびこの普通保険約款に付帯される特約により支払われるべき保険金をいいます。
保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。
満期日	保険期間の末日をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

# 第1章 補償条項

## 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者がその身体に被った次のいずれかに該当する傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。
- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具<sup>(注1)</sup>との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具<sup>(注1)</sup>の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被った傷害
  - ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内<sup>(注2)</sup>に搭乗している被保険者<sup>(注3)</sup>または乗客<sup>(注4)</sup>として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内<sup>(注5)</sup>にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
  - ③ 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被った傷害
  - ④ 被保険者が交通乗用具<sup>(注1)</sup>の火災によって被った傷害
- (2) 当社は、(1)の保険金のうち、保険証券に保険金額または保険金日額が記載されたものについて、保険金を支払います。ただし、死亡保険金および後遺障害保険金については死亡・後遺障害保険金額、手術保険金については入院保険金日額が保険証券に記載された場合に保険金を支払います。
- (3) 当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。
- (注1) 交通乗用具  
これに積載されているものを含みます。
- (注2) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内  
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (注3) 搭乗している被保険者  
極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。
- (注4) 乗客  
入場客を含みます。
- (注5) 乗降場構内  
改札口の内側をいいます。

## 第2条（被保険者）

- (1) この約款における被保険者は、次の者とします。

被保険者の型	被保険者
① 本人型	本人
② 夫婦型	次のいずれかに該当する者 ア. 本人 イ. 本人の配偶者
③ 配偶者対象外型	次のいずれかに該当する者 ア. 本人 イ. 本人と同居の親族 ウ. 本人と別居の未婚の子
④ 家族型	次のいずれかに該当する者 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者と同居の親族 エ. 本人またはその配偶者と別居の未婚の子

- (2) (1)の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、傷害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(3) 保険契約締結の後、本人が第4条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合<sup>(注)</sup>には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が第5条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
- ② この保険契約を解約すること。

(4) (3)の事由によって本人が死亡した場合でも、(3)の手続が行われるまでの間、(1)および(2)の規定の適用は、その本人との続柄またはその本人もしくはその配偶者との同居・別居の別および続柄によるものとします。

(5) (1)に規定する被保険者の型が本人型の場合、(3)の規定は適用しません。

(注) 本人が第4条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合

基本条項第7条（保険契約の失効）に該当する場合を除きます。

### 第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者<sup>(注1)</sup>の故意または重大な過失
- ② 被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ③ 保険金を受け取るべき者<sup>(注2)</sup>の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
  - ア. 法令に定められた運転資格<sup>(注3)</sup>を持たないで自動車等を運転している間
  - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
  - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ⑦ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑧ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑨ 被保険者に対する刑の執行
- ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑪ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑫ 核燃料物質<sup>(注4)</sup>もしくは核燃料物質<sup>(注4)</sup>によって汚染された物<sup>(注5)</sup>の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑬ ⑩から⑫までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑭ ⑫以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合、そ

の症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

- ② 被保険者の入浴中の溺水<sup>(注6)</sup>。ただし、入浴中の溺水<sup>(注6)</sup>が、当社が保険金を支払うべき傷害によって生じた場合には、保険金を支払います。
- ③ 被保険者の誤嚥<sup>(注7)</sup>によって生じた肺炎。この場合、誤嚥<sup>(注7)</sup>の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(3)当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

- ① 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア. 交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間

- ② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間

- ③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機<sup>(注8)</sup>以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間

- ④ 被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間

ア. グライダー

イ. 飛行船

ウ. 超軽量動力機

エ. ジャイロプレーン

(4)当社は、被保険者が職務として次に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

- ① 交通乗用具への荷物等<sup>(注9)</sup>の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等<sup>(注9)</sup>の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等<sup>(注9)</sup>の整理作業

- ② 交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注6) 溺水

水を吸引したことによる窒息をいいます。

(注7) 誤嚥

食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。

(注8) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機

定期便であると不定期便であることを問いません。

(注9) 荷物等

荷物、貨物等をいいます。

## 第4条（死亡保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡・後遺障害保険金額の全額<sup>(注)</sup>を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 基本条項第22条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定によりその被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 基本条項第22条（死亡保険金受取人の変更）(9)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(注) 死亡・後遺障害保険金額の全額

既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

## 第5条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

死亡・後遺障害  
保険金額

×

別表1に掲げる各等級の後遺  
障害に対する保険金支払割合

=

後遺障害保  
険金の額

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目におけるその被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
  - ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
  - ② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
  - ③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
  - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保

## 険金支払割合

- (5)既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、死亡・後遺障害保険金額に次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

－

既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

=

適用する割合

- (6)(1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。

## 第6条（入院保険金および手術保険金の支払）

- (1)当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数}} = \boxed{\text{入院保険金の額}}$$

- (2)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置<sup>(注1)</sup>であるときには、その処置日数を含みます。

- (3)(1)の入院した日数には次の日数を含みません。

① 入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降に入院した日数

② 1事故に基づく入院について、入院保険金を支払うべき日数の合計が入院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降に入院した日数

- (4)被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

- (5)当社は、被保険者が、入院保険金の支払対象期間が満了するまでの間に病院または診療所において、第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、1回の手術<sup>(注2)</sup>について、次の算式によって算出した額を、手術保険金としてその被保険者に支払います。

① 入院中<sup>(注3)</sup>に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times 10 = \boxed{\text{手術保険金の額}}$$

② ①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times 5 = \boxed{\text{手術保険金の額}}$$

- (6)被保険者が手術保険金を支払うべき手術を同一の日に複数回受けた場合は、それらの手術のうち手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術保険金を支払います。

- (7)医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合は、その手術に対して手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、手術保険金を支払いません。

(注1) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置  
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。



は保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

（注）保険契約

この保険契約が継続される前の保険契約を含みます。

## 第2章 基本条項

### 第1条（保険責任の始期および終期）

（1）当社の保険責任は、始期日の午後4時<sup>（注）</sup>に始まり、満期日の午後4時<sup>（注）</sup>に終わります。

（2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（注）午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

### 第2条（保険料の払込方法）

（1）保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。

（2）保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第3条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、日本国内または国外において被保険者が被った傷害に対して保険金を支払います。

### 第4条（告知義務）

（1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険に関する重要な事項<sup>（注1）</sup>のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

（2）当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① （2）に規定する事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合<sup>（注2）</sup>

③ 保険契約者または被保険者が、補償条項第1条（保険金を支払う場合）

（1）の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

#### ④ 次のいずれかに該当する場合

ア、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合

イ、保険契約締結時から5年を経過した場合

(4)(2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

(注1) 危険に関する重要な事項

他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注2) 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

### 第5条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

### 第6条(保険契約の無効)

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

② 死亡保険金受取人を定める場合<sup>(注)</sup>に、保険契約者以外の被保険者の同意を得なかったとき。

(注) 死亡保険金受取人を定める場合

その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

### 第7条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、補償条項第2条(被保険者)(1)に規定する被保険者がいなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

### 第8条(保険契約の取消)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

### 第9条(保険契約者による保険契約の解約)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料<sup>(注)</sup>を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料

解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

### 第10条(当社による保険契約の解除)

当社は、保険契約者が第15条(保険料の返還または追加保険料の請求)

(1)①の追加保険料の払込みを怠った場合<sup>(注)</sup>には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 追加保険料の払込みを怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

## 第11条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
    - ア. 反社会的勢力<sup>(注1)</sup>に該当すると認められること。
    - イ. 反社会的勢力<sup>(注1)</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
    - ウ. 反社会的勢力<sup>(注1)</sup>を不当に利用していると認められること。
    - エ. 法人である場合において、反社会的勢力<sup>(注1)</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
    - オ. その他反社会的勢力<sup>(注1)</sup>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
  - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額または通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
  - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約<sup>(注2)</sup>を解除することができます。
- ① 本人が、(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
  - ② 本人以外の被保険者が、(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
  - ③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
  - ④ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が傷害<sup>(注3)</sup>の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①から④までの事由が生じた時以後に発生した傷害<sup>(注3)</sup>に対しては、当社は、保険金<sup>(注4)</sup>を支払いません。この場合において、既に保険金<sup>(注4)</sup>を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 保険契約

②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

(注3) 傷害

(2)②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注4) 保険金

(2)③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

## 第12条 (被保険者による保険契約の解約請求)

- (1)被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約<sup>(注)</sup>を解約することを求めることができます。
- ① この保険契約<sup>(注)</sup>の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
  - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第11条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(1)①または②のいずれかに該当する行為があった場合
  - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第11条(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合
  - ④ 第11条(1)④に規定する事由が生じた場合
  - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約<sup>(注)</sup>の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
  - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約<sup>(注)</sup>の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2)保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解約請求があったときは、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約<sup>(注)</sup>を解約しなければなりません。
- (3)(1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約<sup>(注)</sup>を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
- (4)(3)の規定によりこの保険契約<sup>(注)</sup>が解約された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

## 第13条 (本人である被保険者に係る部分の解約・解除の特則)

- (1)第11条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(2)④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合<sup>(注)</sup>、本人から第12条(被保険者による保険契約の解約請求)(2)の規定による解約請求があった場合、または本人により同条(3)に規定する解約が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が補償条項第5条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
  - ② この保険契約を解約すること。
- (2)第12条(被保険者による保険契約の解約請求)(3)の規定により本人が同条(3)に規定する解約を行った場合でも、(1)の手続が行われるまでの間、補償条項第2条(被保険者)(1)および(2)の規定の適用は、その本

人との続柄またはその本人もしくはその配偶者との同居・別居の別および続柄によるものとします。

(3) 補償条項第2条(被保険者)(1)に規定する被保険者の型が本人型の場合、(1)の規定は適用しません。

(注) 本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合

保険契約締結の後、本人が補償条項第4条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

## 第14条(保険契約の解約・解除の効力)

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第15条(保険料の返還または追加保険料の請求)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第4条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② ①のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	<p>ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \frac{\text{未経過月数}^{(注1)}}{12}$ <p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}^{(注1)}}{12}\right)$

(2) 保険契約の無効、失効または取消の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第6条(保険契約の無効)①の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{既に払い込まれた保険料} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$ <p>ただし、補償条項第2条(被保険者)(1)に規定する被保険者全員が同条項第4条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合は、</p>

	保険料を返還しません。
③ 第8条（保険契約の取消）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。

(3) 保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。ただし、補償条項第2条（被保険者）(1)に規定する被保険者の型が、夫婦型、配偶者対象外型または家族型の場合は、③の規定は適用しません。

区分	保険料の返還
① 第4条（告知義務）(2)、第10条（当社による保険契約の解除）、第11条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(1)、同条(2)①もしくは③またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
② 補償条項第2条(3)②、第9条（保険契約者による保険契約の解約）または第13条（本人である被保険者に係る部分の解約・解除の特則）(1)②の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left( 1 - \begin{array}{l} \text{既経過} \\ \text{期間に} \\ \text{対応す} \\ \text{る短期} \\ \text{料率}^{(\text{注}2)} \end{array} \right)$
③ 第12条（被保険者による保険契約の解約請求）(2)または(3)の規定により、保険契約者または被保険者が保険契約 <sup>(注3)</sup> を解約した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left( 1 - \begin{array}{l} \text{既経過} \\ \text{期間に} \\ \text{対応す} \\ \text{る短期} \\ \text{料率}^{(\text{注}2)} \end{array} \right)$

(注1) 未経過月数・既経過月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 短期料率

別表3に掲げる短期料率をいいます。

(注3) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

## 第16条（追加保険料領収前の事故）

(1) 第15条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)①の追加保険料を請求する場合において、第10条（当社による保険契約の解除）の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社に変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(2) 第15条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に

生じた事故による傷害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

### 第17条（保険金支払事由発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険金支払事由が発生したことを知った場合は、次表「保険金支払事由発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

保険金支払事由発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 被保険者が補償条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被った場合は、事故発生状況および傷害の程度を遅滞なく当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、行方不明または遭難発生状況を遅滞なく当社に書面により通知すること。	

### 第18条（保険金の請求）

- (1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する保険金の請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

区分	保険金請求権の発生時期
① 死亡保険金	その被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金	その被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③ 入院保険金	その被保険者が被った傷害の治療を目的とした入院が終了した時、入院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時、または入院保険金を支払うべき日数の合計が入院保険金の支払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時
④ 手術保険金	その被保険者が傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
⑤ 通院保険金	その被保険者が被った傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払対象期間が満了した日を経過した時、または通院保険金を支払うべき日数の合計が通院保険金の支払限度日数に到達した日を経過した時のいずれか早い時

- (3)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠					
提出書類 <sup>(注1)</sup>	保険金種類				
	死亡	後遺障害	入院	手術	通院
① 保険金請求書	○	○	○	○	○
② 当社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○
③ 公の機関 <sup>(注2)</sup> の事故証明書	○	○	○	○	○
④ 死亡診断書または死体検案書	○				
⑤ 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明するその被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	○
⑥ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○		○
⑦ 死亡保険金受取人 <sup>(注3)</sup> の印鑑証明書	○				
⑧ 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○
⑨ 被保険者の戸籍謄本	○				
⑩ 法定相続人の戸籍謄本 <sup>(注4)</sup>	○				
⑪ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 <sup>(注5)</sup>	○	○	○	○	○
⑫ その他当社が第19条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○

- (4)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(注6)</sup>

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者<sup>(注6)</sup>または②以外の3親等内の親族

- (5)(4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

- (6)当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (7)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(8) 保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注1) 提出書類

保険金を請求するときには、○を付した書類を提出しなければなりません。

(注2) 公の機関

やむを得ない場合には、第三者とします。

(注3) 死亡保険金受取人

死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人とします。

(注4) 法定相続人の戸籍謄本

死亡保険金受取人を定めなかった場合に限りです。

(注5) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書

保険金の請求を第三者に委任する場合に限りです。

(注6) 配偶者

法律上の配偶者に限りです。

## 第19条 (保険金の支払)

(1) 当社は、請求完了日<sup>(注1)</sup>からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無

(2) (1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日<sup>(注1)</sup>からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数<sup>(注2)</sup>を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 <sup>(注3)</sup>	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合<sup>(注4)</sup>には、それによって確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)の規定にかかわらず、入院保険金を支払うべき場合において、保険金

支払の対象となる入院期間が1か月以上継続した場合には、当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出ならびに第18条（保険金の請求）（3）および（6）の書類の提出により保険金の内払を行います。

(5)(1)、(2)または(4)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第18条（保険金の請求）（3）および（4）の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数

複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 第20条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当社は、第17条（保険金支払事由発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）①の規定による通知または第18条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案<sup>(注1)</sup>のために要した費用<sup>(注2)</sup>は、当社が負担します。

(注1) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

## 第21条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

## 第22条（死亡保険金受取人の変更）

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(2) 保険契約締結の後、その被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) (1)、(2)および(6)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

(4) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。

(5) (4)の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

(6) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言に

よって行うことができます。

- (7)(6)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (8)(2)および(6)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (9)死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人<sup>(注)</sup>を死亡保険金受取人とします。
- (10)保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

(注) 法定相続人

法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

## 第23条（保険契約者の変更）

- (1)保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2)(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3)保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

## 第24条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1)この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3)保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

## 第25条（契約内容の登録）

- (1)当社は、この保険契約締結の際、次の①から⑥までを一般社団法人日本損害保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
  - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
  - ③ 死亡保険金受取人の氏名
  - ④ 死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および被保険者の同意の有無
  - ⑤ 保険期間
  - ⑥ 当社名
- (2)各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の

保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

- (3)各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4)協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5)保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当社または協会に照会することができます。

## 第26条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

## 第27条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀嚼および言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼または言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができな	78%

	<p>いもの</p> <p>(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>(5)両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）</p>	
第4級	<p>(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(2)咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3)両耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>(5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>(6)両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</p> <p>(7)両足をリスフラン関節以上で失ったもの</p>	69%
第5級	<p>(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(4)1上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>(5)1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>(6)1上肢の用を全廃したもの</p> <p>(7)1下肢の用を全廃したもの</p> <p>(8)両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）</p>	59%
第6級	<p>(1)両眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2)咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(5)脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p> <p>(6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(8)1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの</p>	50%
第7級	<p>(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6</p>	42%

	<p>以下になったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの (足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。)</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の睾丸を失ったもの</p>	
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>	34%
第9級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄<small>まじく</small>または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p>	26%

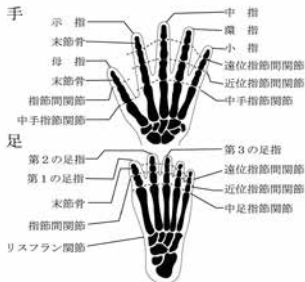
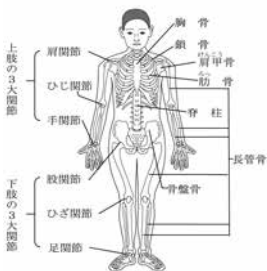
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(6)咀嚼<sup>くわ</sup>および言語の機能に障害を残すもの</li> <li>(7)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(8)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>(9)1耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>(10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>(11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>(12)1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの</li> <li>(13)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの</li> <li>(14)1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</li> <li>(15)1足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>(16)外貌に相当程度の醜状を残すもの</li> <li>(17)生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ul>	
第10級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)1眼の矯正視力が0.1以下になったもの</li> <li>(2)正面視で複視を残すもの</li> <li>(3)咀嚼<sup>くわ</sup>または言語の機能に障害を残すもの</li> <li>(4)14歯以上に対し歯科補綴<sup>てい</sup>を加えたもの</li> <li>(5)両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>(6)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>(7)1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの</li> <li>(8)1下肢を3 cm以上短縮したもの</li> <li>(9)1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</li> <li>(10)1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(11)1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ul>	20%
第11級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</li> <li>(2)両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>(3)1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>(4)10歯以上に対し歯科補綴<sup>てい</sup>を加えたもの</li> </ul>	15%

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>(6) 1 耳の聴力が40 cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(7) 脊柱に変形を残すもの</li> <li>(8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの</li> <li>(9) 1 足の第1 の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</li> <li>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</li> </ul>	
第12級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</li> <li>(2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>(3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの</li> <li>(5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</li> <li>(6) 1 上肢の3大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの</li> <li>(7) 1 下肢の3大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの</li> <li>(8) 長管骨に変形を残すもの</li> <li>(9) 1 手の小指を失ったもの</li> <li>(10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの</li> <li>(11) 1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの</li> <li>(12) 1 足の第1 の足指または他の4の足指の用を廃したもの</li> <li>(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの</li> <li>(14) 外貌に醜状を残すもの</li> </ul>	10%
第13級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼の矯正視力が0. 6以下になったもの</li> <li>(2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</li> <li>(3) 正面視以外で複視を残すもの</li> <li>(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの</li> <li>(5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</li> <li>(7) 1 手の小指の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>(9) 1 下肢を1 cm以上短縮したもの</li> <li>(10) 1 足の第3の足指以下の1 または2の足指を失ったもの</li> <li>(11) 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</li> </ul>	7%

第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%
------	--	----

(注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



## 別表2 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等<sup>(注)</sup>を装着した場合に限ります。
3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等<sup>(注)</sup>を装着した場合に限ります。

(注) ギプス等

ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、シーネその他これらに類するものをいいます。

注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表1・注2の図に示すところによります。

### 別表3 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで -----	10
15日まで -----	15
1か月まで -----	25
2か月まで -----	35
3か月まで -----	45
4か月まで -----	55
5か月まで -----	65
6か月まで -----	70
7か月まで -----	75
8か月まで -----	80
9か月まで -----	85
10か月まで -----	90
11か月まで -----	95
1年まで -----	100

# 第4部

---

## 特約

---

特約は、オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

なお、ご契約時のお申出にかかわらず、すべてのご契約に自動的にセットされる特約（自動セット特約）と、ご契約時にお申出があり当社が引き受ける場合にセットされる特約（任意セット特約）があります。適用される特約は、保険証券（または保険契約継続証）の表示によりご確認ください。

# 1. ケガの補償に関する特約

## (1) 天災危険補償特約

### 第1条 (この特約の付帯条件)

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

### 第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、普通保険約款補償条項第3条(保険金を支払わない場合)(1)①および③の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

### 第3条 (保険金の支払時期)

普通保険約款基本条項第19条(保険金の支払)(1)の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、当社は、その調査を同条(2)の特別な照会または調査に加え、請求完了日<sup>(注)</sup>からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第19条(1)①から④までの事項の確認のための調査	365日

(注) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款基本条項第18条(保険金の請求)(3)および(4)の規定による手続を完了した日をいいます。

### 第4条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

## (2) 特定職業従事中補償特約

### 第1条 (この特約の付帯条件)

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

### 第2条 (保険金を支払う場合)

(1)当社は、この特約により、普通保険約款補償条項第3条(保険金を支払わ

ない場合) (3)②の規定にかかわらず、本人が、別表1の職業に従事している間に被った傷害に対しても、保険金を支払います。

(2)当社は、この特約により、普通保険約款補償条項第3条(保険金を支払わない場合) (3)③の規定にかかわらず、本人が、別表2の乗用具を用いて、次に掲げる①から③のいずれかに該当する間に発生した事故によって被った傷害に対しても、保険金を支払います。

- ① 乗用具を用いて競技等をしている間
- ② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間
- ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

### 第3条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

#### 別表1 第2条(保険金を支払う場合)(1)の職業

保険証券に記載する職業区分	第2条(1)の職業
E	オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手または自動車競争選手
F	自転車競争選手
G	モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手
H	猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)

#### 別表2 第2条(保険金を支払う場合)(2)の乗用具

保険証券に記載する職業区分	第2条(2)の乗用具
E	オートバイ、自動車、モトクロス(原動機付自転車によるもの)またはゴーカート
F	なし
G	モーターボート(水上オートバイを含みます。)
H	なし

## (3) 競技・競争・興行等補償特約

### 第1条 (この特約の付帯条件)

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

### 第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、普通保険約款補償条項第3条(保険金を支払わない場合) (3)③の規定にかかわらず、本人が、別表の乗用具を用いて、

次に掲げる①から③のいずれかに該当する間に発生した事故によって被った傷害に対しても、保険金を支払います。

- ① 乗用具を用いて競技等をしている間
- ② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間
- ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

### 第3条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

#### 別表 第2条（保険金を支払う場合）の乗用具

保険証券に記載する乗用具区分	第2条の乗用具
J	オートバイ、自動車、モトクロス（原動機付自転車によるもの）またはゴーカート
K	ゴーカート
L	モーターボート（水上オートバイを含みます。）
M	スノーモービル

## （４）運動危険等補償特約

### 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

### 第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、普通保険約款補償条項第3条（保険金を支払わない場合）(3)①の規定にかかわらず、本人が別表の運動等を行っている間に発生した事故によって被った傷害に対しても、保険金を支払います。

### 第3条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します

別表 第2条（保険金を支払う場合）の運動等

保険証券に記載する運動種類	第2条の運動等
A	山岳登はん。ただし、特に危険な山岳登はん <sup>(注)</sup> を除きます。 (注) 特に危険な山岳登はん 標高6,000m以上の山への登頂を目的とした山岳登はん、および、標高6,000m以上で山岳登はんをする場合をいいます。
B	リュージュ、ポプスレー、スケルトン、スカイダイビング
C	山岳登はん <sup>(注1)</sup> (注1) 山岳登はん 特に危険な山岳登はん <sup>(注2)</sup> を含みます。 (注2) 特に危険な山岳登はん 標高6,000m以上の山への登頂を目的とした山岳登はん、および、標高6,000m以上で山岳登はんをする場合をいいます。
D	航空機 <sup>(注1)</sup> 操縦 <sup>(注2)</sup> 、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 <sup>(注3)</sup> 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 (注1) 航空機 グライダーおよび飛行船を除きます。 (注2) 操縦 職務として操縦する場合を除きます。 (注3) 超軽量動力機 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

## (5) 就業中のみの危険補償（事業主・役員・従業員）特約

### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
企業等	本人が所属する組織または本人と雇用関係のある事業主をいいます。
通勤途上	本人が、住居と就業の場所との間を、合理的な経路および方法により往復している間をいい、本人が、往復の経路を逸脱した場合または往復を中断した場合においては、その逸脱または中断の間およびその後の往復の間は通勤途上とはみなしません。ただし、その逸脱または中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱または中断の間を除き、

	その後の往復の間は通勤途上とみなします。
役員等	企業等の役員または事業主をいいます。

## 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

## 第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、普通保険約款補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害のうち、本人が被った次の①または②のいずれかの傷害に限り、保険金を支払います。

① 本人が役員等以外の者である場合は、その職業または職務に従事している間<sup>(注1)</sup>に被った傷害

② 本人が役員等である場合は、次のア、またはイ、のいずれかに該当する間に被った傷害

ア、本人が役員等としての職務に従事している間<sup>(注2)</sup>で、かつ、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する間

(ア)企業等の就業規則等に定められた正規の就業時間中<sup>(注3)</sup>

(イ)企業等の施設内にいる間および企業等の施設と企業等の他の施設との間を合理的な経路および方法により往復する間

(ウ)取引先との契約、会議<sup>(注4)</sup>などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間

イ、本人に対し労災保険法等<sup>(注5)</sup>による給付が決定される傷害が発生したときの職務従事および通勤中

(注1) その職業または職務に従事している間  
通勤途上を含みます。

(注2) 職務に従事している間  
通勤途上を含みます。

(注3) 就業時間中  
本人の休暇中を除きます。

(注4) 会議  
会食を主な目的とするものを除きます。

(注5) 労災保険法等  
日本国の労働災害補償法令をいいます。

## （6）交通事故危険増額支払（倍数方式）特約

### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
競技等	競技、競争、興行 <sup>(注1)</sup> 、訓練 <sup>(注2)</sup> または試運転 <sup>(注3)</sup> をいいます。 (注1) 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 訓練 自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。

	(注3) 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。												
工作用自動車	建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。												
交通乗用具	下表のいずれかに該当するものをいいます。 <table border="1" data-bbox="295 358 944 1809"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>交通乗用具</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軌道上を走行する陸上の乗用具</td> <td>           自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト            (注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。         </td> </tr> <tr> <td>軌道を有しない陸上の乗用具</td> <td>           自動車<sup>(注1)</sup>、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引<sup>けん</sup>される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車<sup>(注2)</sup>            (注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード<sup>(注3)</sup>等は除きます。         </td> </tr> <tr> <td>空の乗用具</td> <td>           航空機(飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機<sup>(注4)</sup>、ジャイロプレーン)            (注) ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。         </td> </tr> <tr> <td>水上の乗用具</td> <td>           船舶<sup>(注5)</sup>            (注) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。         </td> </tr> <tr> <td>その他の乗用具</td> <td>           エレベーター、エスカレーター、動く歩道            (注) 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。         </td> </tr> </tbody> </table>	分類	交通乗用具	軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト (注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。	軌道を有しない陸上の乗用具	自動車 <sup>(注1)</sup> 、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引 <sup>けん</sup> される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車 <sup>(注2)</sup> (注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード <sup>(注3)</sup> 等は除きます。	空の乗用具	航空機(飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機 <sup>(注4)</sup> 、ジャイロプレーン) (注) ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。	水上の乗用具	船舶 <sup>(注5)</sup> (注) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。	その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (注) 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。
分類	交通乗用具												
軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト (注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。												
軌道を有しない陸上の乗用具	自動車 <sup>(注1)</sup> 、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引 <sup>けん</sup> される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車 <sup>(注2)</sup> (注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード <sup>(注3)</sup> 等は除きます。												
空の乗用具	航空機(飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機 <sup>(注4)</sup> 、ジャイロプレーン) (注) ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。												
水上の乗用具	船舶 <sup>(注5)</sup> (注) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。												
その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (注) 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。												
	(注1) 自動車 スノーモービルを含みます。												
	(注2) 歩行補助車 原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。												
	(注3) キックボード 原動機を用いるものを含みます。												
	(注4) 超軽量動力機 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。												

(注5) 船舶

ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）およびボートを含みます。

## 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

## 第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、普通保険約款の規定により、保険金を支払う場合において、被保険者が、次のいずれかに該当する事故によって普通保険約款補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被ったときは、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金の額に保険証券記載の倍数を乗じて支払います。
- ① 被保険者が運行中の交通乗用具に搭乗していない間において生じた次のいずれかに該当する事故
    - ア. 運行中の交通乗用具<sup>(注1)</sup>との衝突、接触等の交通事故
    - イ. 運行中の交通乗用具<sup>(注1)</sup>の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故
  - ② 被保険者が運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内<sup>(注2)</sup>に搭乗している間<sup>(注3)</sup>または乗客<sup>(注4)</sup>として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内<sup>(注5)</sup>にいる間において生じた急激かつ偶然な外来の事故
  - ③ 被保険者が道路通行中において、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故
  - ④ 交通乗用具<sup>(注1)</sup>の火災
- (2) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、(1)の規定は適用しません。
- ① 被保険者が次のいずれかに該当する間
    - ア. 交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、(1)の規定を適用して保険金を支払います。
    - イ. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、(1)の規定を適用して保険金を支払います。
    - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
  - ② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
  - ③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機<sup>(注6)</sup>以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間
  - ④ 被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間
    - ア. グライダー
    - イ. 飛行船
    - ウ. 超軽量動力機
    - エ. ジャイロプレーン
- (3) 当社は、被保険者が職務として次に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、(1)の規定は適

用しません。

① 交通乗用具への荷物等<sup>(注7)</sup>の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等<sup>(注7)</sup>の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等<sup>(注7)</sup>の整理作業

② 交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業

(注1) 交通乗用具

これに積載されているものを含みます。

(注2) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注3) 被保険者が運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している間

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(注4) 乗客

入場客を含みます。

(注5) 乗降場構内

改札口の内側をいいます。

(注6) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機

定期便であると不定期便であるとを問いません。

(注7) 荷物等

荷物、貨物等をいいます。

### 第3条（他の特約との関係）

この特約が付帯された普通保険約款に、他の特約<sup>(注)</sup>が付帯されている場合には、第2条（保険金を支払う場合）(1)の規定に基づき支払われる保険金の額は、他の特約<sup>(注)</sup>がないものとして算出した額とします。

(注) 他の特約

保険金を増額または追加して支払う旨の約定があるこの特約以外の特約をいいます。

### 第4条（普通保険約款の適用方法）

第2条（保険金を支払う場合）(1)の規定により後遺障害保険金が保険証券記載の倍数を乗じて支払われる場合には、普通保険約款補償条項第4条（死亡保険金の支払）(1)および同条項第5条（後遺障害保険金の支払）(6)の規定を適用するときの後遺障害保険金は保険証券記載の倍数を乗じる前のものをいいます。

### 第5条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

## （7）後遺障害等級第1～7級限定補償特約

### 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

### 第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、被保険者に、保険金額に普通保険約款別表1の第7級に掲げる保険金支払割合を乗じた額以上の額<sup>(注)</sup>が支払われるべき後遺障害が生じた場合のみ、普通保険約款補償条項第5条（後遺障害保険金の支払）の規定に従い後遺障害保険金を支払います。

(注) 保険金額に普通保険約款別表1の第7級に掲げる保険金支払割合を乗じた額以上の額

この額の算出には、普通保険約款補償条項第5条(6)の規定は適用しません。

## (8) 実通院日のみの通院保険金支払特約

### 第1条 (この特約の付帯条件)

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

### 第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、この特約により、被保険者が現実に病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けた日に限り、通院保険金を支払います。
- (2) 普通保険約款補償条項第7条(通院保険金の支払)(2)の規定は適用しません。

## (9) 通院保険金の保険期間中の支払限度に関する特約

### 第1条 (この特約の付帯条件)

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

### 第2条 (通院保険金の保険期間中の支払限度)

当社は、この特約により、普通保険約款補償条項第7条(通院保険金の支払)の規定にかかわらず、当社が支払う通院保険金は、保険期間を通じ、次の日数をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、同一保険年度<sup>(注)</sup>内に生じた事故による傷害に対して、次の日数をもって限度とします。

- ① 本人および配偶者については、それぞれ保険証券記載の通院保険金の支払限度日数
- ② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券記載の通院保険金の支払限度日数

(注) 保険年度

初年度については始期日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの始期日応当日から1年間をいいます。

## 2. 補償に関するその他の特約

### (10) 育英費用補償特約

#### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、扶養者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、扶養者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、普通保険約款の被保険者として保険証券に記載された者をいいます。
扶養者	被保険者を扶養する者で、保険証券に記載された者をいいます。
保険金	この特約により補償される損失が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
保険金額	この特約により補償される損失が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の育英費用保険金額をいいます。

#### 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険証券にこの特約の保険金額が記載されている場合に付帯されます。

#### 第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によって、その身体に傷害を被り、その直接の結果として、次のいずれかに該当する状態になった場合には、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険者が被る損失に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い育英費用保険金を被保険者に支払います。
- ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
  - ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、その後遺障害が普通保険約款別表1の第2級に掲げる保険金支払割合以上の保険金支払割合に認定された場合
  - ③ ①および②以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表1の第3級(3)または(4)に掲げる後遺障害が生じた場合
- (2) (1)②および③の規定にかかわらず、扶養者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。

- (3) 普通保険約款別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する等級の後遺障害が生じたものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合の保険金支払割合は次のとおりとします。
- ① 普通保険約款別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
  - ② ①以外の場合で、普通保険約款別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
  - ③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
  - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある扶養者が(1)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した割合を適用する保険金支払割合とします。

普通保険約款別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

—

既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

=

適用する割合

- (6) 当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であつた場合に限り、育英費用保険金を支払います。

### 第3条（支払保険金）

当社は、第2条（保険金を支払う場合）の規定に基づいて保険金を支払う場合には、保険金額を育英費用保険金として被保険者に支払います。

### 第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の状態になった場合の損失に対しては、育英費用保険金を支払いません。
- ① 保険契約者<sup>(注1)</sup>、被保険者または扶養者の故意もしくは重大な過失
  - ② 保険金を受け取るべき者<sup>(注2)</sup>の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、育英費用保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
  - ③ 扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - ④ 扶養者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
    - ア. 法令に定められた運転資格<sup>(注3)</sup>を持たないで自動車等を運転している間
    - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
    - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
  - ⑤ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失
  - ⑥ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産
  - ⑦ 扶養者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術そ

他の医療処置によって生じた傷害が、当社が育英費用保険金を支払う原因となる傷害の治療によるものである場合には、育英費用保険金を支払います。

- ⑧ 扶養者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質<sup>(注4)</sup>もしくは核燃料物質<sup>(注4)</sup>によって汚染された物<sup>(注5)</sup>の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、育英費用保険金を支払いません。

- ① 扶養者の入浴中の溺水<sup>(注6)</sup>。ただし、入浴中の溺水<sup>(注6)</sup>が、当社が育英費用保険金を支払うべき傷害によって生じた場合には、育英費用保険金を支払います。
- ② 扶養者の誤嚥<sup>(注7)</sup>によって生じた肺炎。この場合、誤嚥<sup>(注7)</sup>の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注6) 溺水

水を吸引したことによる窒息をいいます。

(注7) 誤嚥

食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。

## 第5条（死亡の推定）

扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお扶養者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、扶養者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の傷害によって死亡したものと推定します。

## 第6条（扶養者の変更）

保険契約締結の後、被保険者を扶養する者が変更になった場合に、保険契約者または被保険者が遅滞なくその旨を当社に通知したときは、新たな扶養者について、この特約を適用します。

## 第7条（特約の失効）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、この特約は効力を失います。

- ① 当社が育英費用保険金を支払った場合

- ② 被保険者が独立して生計を営むようになった場合
- ③ 被保険者が扶養者により扶養されなくなった場合。ただし、第6条（扶養者の変更）の規定により、新たな扶養者について、この特約を適用する場合を除きます。
- (2)当社は、(1)①の場合には既に払い込まれたこの特約の保険料を返還せず、(1)②および③の場合には未經過期間に対し日割をもって計算したこの特約の保険料を返還します。
- (3)保険期間が1年を超える保険契約の場合には、失効日<sup>(注)</sup>の属する保険年度に対するこの特約の保険料については、(2)の規定によることとし、その後の年度に対するこの特約の保険料は、当社は、その全額を返還します。
- (注) 失効日
- (1)①の規定によりこの特約が失効となる場合は、「育英費用保険金を支払う原因となった事故の発生日」と読み替えます。

## 第8条（事故の発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故による損失が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 事故発生時の状況、傷害の程度を遅滞なく当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは扶養者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社はそれによって当社が被った損害の額を差し引いて育英費用保険金を支払います。
② 扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、行方不明または遭難発生の状況を遅滞なく当社に書面により通知すること。	
③ 他の保険契約等の有無および内容 <sup>(注)</sup> について遅滞なく当社に通知すること。	
④ ①から③までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

- (2)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)①の事項について事実と異なることを告げた場合または(1)④の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて育英費用保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

## 第9条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額<sup>(注1)</sup>の合計

額が、最高支払責任額<sup>(注2)</sup>以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額<sup>(注1)</sup>を育英費用保険金の額とします。

- (2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額<sup>(注1)</sup>の合計額が最高支払責任額<sup>(注2)</sup>を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 <sup>(注1)</sup>
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	最高支払責任額 <sup>(注2)</sup> から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 <sup>(注1)</sup> を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 最高支払責任額

支払責任額のうち、最も高額のものを用います。

## 第10条（保険金の請求）

- (1)被保険者または保険金を受け取るべき者が育英費用保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して育英費用保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2)当社に対する育英費用保険金請求権は、扶養者が第2条（保険金を支払う場合）(1)に規定する状態になった時からそれぞれ発生し、これを行使用することができます。
- (3)被保険者または保険金を受け取るべき者が育英費用保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 当社の定める傷害状況報告書
③ 公の機関 <sup>(注1)</sup> の事故証明書
④ 死亡診断書もしくは死体検案書または後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
⑤ 被保険者の印鑑証明書
⑥ 被保険者の戸籍謄本
⑦ 扶養者が死亡した時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類
⑧ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
⑨ その他当社が普通保険約款基本条項第19条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (4)被保険者に育英費用保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、育英費用保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として育英費用保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(注2)</sup>

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に育英費用保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に育英費用保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者<sup>(注2)</sup> または②以外の3親等内の親族
- (5) (4)の規定による被保険者の代理人からの育英費用保険金の請求に対して、当社が育英費用保険金を支払った後に、重複して育英費用保険金の請求を受けたとしても、当社は、育英費用保険金を支払いません。
- (6) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて育英費用保険金を支払います。
- (8) 育英費用保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (注1) 公の機関  
やむを得ない場合には、第三者とします。
- (注2) 配偶者  
法律上の配偶者に限ります。

## 第11条 (保険金を支払うために必要な確認事項)

当社が育英費用保険金を支払うために必要な確認事項は、普通保険約款基本条項第19条(保険金の支払)(1)に規定するほか、次の事項とします。

他の保険契約等の有無および内容、損失について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき育英費用保険金の額を確定するために確認が必要な事項

## 第12条 (当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、第8条(事故の発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)の規定による通知または第10条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した扶養者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断書または死体の検案<sup>(注1)</sup>のために要した費用<sup>(注2)</sup>は、当社が負担します。
- (注1) 死体の検案  
死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 費用  
収入の喪失を含みません。

## 第13条 (天災危険補償特約が付帯された場合の取扱い)

- (1) この特約が付帯された保険契約に、天災危険補償特約が付帯された場合は、第4条(保険金を支払わない場合)(1)⑩および⑫の規定にかかわらず、次に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しても、育英費用保険金を支払います。
- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づ

いて生じた事故

- (2)この特約が付帯された保険契約に、天災危険補償特約が付帯された場合は、普通保険約款基本条項第19条（保険金の支払）（1）およびこの特約第11条（保険金を支払うために必要な確認事項）の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、当社は、その調査を普通保険約款基本条項第19条（2）の特別な照会または調査に加え、請求完了日<sup>(注)</sup>からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数を経過する日までに、育英費用保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第19条（1）①から④まで、およびこの特約第11条の事項の確認のための調査	365日

(注) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第10条（保険金の請求）（3）および（4）の規定による手続を完了した日をいいます。

#### 第14条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款基本条項第12条（被保険者による保険契約の解約請求）および同条項第13条（本人である被保険者に係る部分の解約・解除の特則）の規定は適用しません。

#### 第15条（普通保険約款の読み替え等）

- (1)この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 「用語の説明」の危険の説明および基本条項第11条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（1）①の規定中「傷害」とあるのは「損失」
  - ② 基本条項第2条（保険料の払込方法）（2）の規定中「生じた事故による傷害に対しては、保険金」とあるのは「生じたこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の事故による損失に対しては、育英費用保険金」
  - ③ 基本条項第3条（保険責任のおよぶ地域）の規定中「被保険者が被った傷害」とあるのは「扶養者が被った傷害による損失」
  - ④ 基本条項第4条（告知義務）（3）③の規定中「補償条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の損失の原因となる事故が発生する前に」
  - ⑤ 基本条項第4条（4）の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の損失の原因となる事故が発生した後」
  - ⑥ 基本条項第4条（5）の規定中「発生した傷害」とあるのは「発生した事故によるこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の損失」
  - ⑦ 基本条項第16条（追加保険料領収前の事故）（1）および（2）の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発生した事故によるこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の損失」
  - ⑧ 基本条項第19条（保険金の支払）（2）④および⑤の規定中「（1）①から④までの事項」とあるのは「（1）①から④までの事項またはこの特約第11条（保険金を支払うために必要な確認事項）の事項、同条（注1）の規定中「第18条（保険金の請求）（3）および（4）の規定による手続」

とあるのは「この特約第10条（保険金の請求）（3）および（4）の規定による手続」

⑨ 基本条項第21条（代位）の規定中「傷害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の損失」

(2) 普通保険約款基本条項第11条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）を次のとおり読み替え、（4）を追加してこの特約に適用します。

「  
(3) (1) または (2) の規定による解除がこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の損失の原因となる事故が発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①から④までの事由が生じた時以後に発生した事故によるこの特約第2条(1)の損失に対しては、当社は、育英費用保険金を支払いません。この場合において、既に育英費用保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損失については適用しません。

」

## 第16条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

## (11) 日常生活賠償特約

### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
財物の破損	財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。
住宅	本人の居住の用に供される建物をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第3条（被保険者の範囲）に規定する者をいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。（免責金額は被保険者の自己負担となります。）

## 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険証券にこの特約の保険金額が記載されている場合に付帯されます。

## 第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、日本国内において生じた次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）による他人の身体の障害または他人の財物の破損について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、日常生活賠償保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活<sup>(注)</sup>に起因する偶然な事故

(2) 当社は、(1)に規定する事故が発生した時が保険期間中であった場合に限り、日常生活賠償保険金を支払います。

(注) 日常生活

住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

## 第3条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者と同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者と別居の未婚の子
- ⑤ ①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者<sup>(注1)</sup>。ただし、その責任無能力者に関する第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②の事故に限りです。

(2) (1)の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当社の支払うべき日常生活賠償保険金の限度額が増額されるものではありません。

(注1) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者

責任無能力者の親族<sup>(注2)</sup>に限りです。

(注2) 親族

6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

## 第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、日常生活賠償保険金を支払いません。

- ① 保険契約者<sup>(注1)</sup>、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質<sup>(注2)</sup>もしくは核燃料物質<sup>(注2)</sup>によって汚染された物<sup>(注3)</sup>の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、日常生活賠償保険金を支払いません。

- ① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
  - ② 専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産<sup>(注4)</sup>の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
  - ③ 被保険者と同居する親族<sup>(注5)</sup>に対する損害賠償責任
  - ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
  - ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
  - ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
  - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
  - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
  - ⑨ 航空機、船舶・車両<sup>(注6)</sup>または銃器<sup>(注7)</sup>の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3) 被保険者が第3条（被保険者の範囲）(1)⑤に規定する者である場合は、(2)①から④までおよび⑥の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産

住宅の一部が専ら被保険者の業務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(注5) 親族

6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

(注6) 船舶・車両

原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注7) 銃器

空気銃を除きます。

## 第5条（支払保険金）

- (1) 1回の事故につき当社の支払う日常生活賠償保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、日常生活賠償保険金額を限度とします。

日常生活賠償 保険金	=	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決までの遅延損害金	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合はその価額	-	免責金額
---------------	---	-----------------------------------	---	--------------------------------	---	--	---	------

- (2) 当社は、(1)に定める日常生活賠償保険金に加えて、次の費用<sup>(注1)</sup>の合計額を日常生活賠償保険金として支払います。ただし、この費用<sup>(注1)</sup>については、その全額を支払います。

費用	説明
① 損害防止費用	第6条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	第6条(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
③ 緊急措置費用	第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故により他人の身体の障害または他人の財物の破損が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
④ 示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第8条(当社による解決)(2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用 <sup>(注2)</sup> 、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

(注1) 費用

収入の喪失を含みません。

(注2) 訴訟費用

(1)に規定する判決により支払を命ぜられた訴訟費用を含みません。

## 第6条 (事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

(1)保険契約者または被保険者は、第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故により他人の身体の障害または財物の破損が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて日常生活賠償保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく、当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて日常生活賠償保険金を支払います。

<p>および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容</p>	
<p>③ 他人に損害賠償の請求<sup>(注1)</sup>をすることができる場合には、その債権の保全および行使に必要な手続をすること。</p>	<p>保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求<sup>(注1)</sup>をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて日常生活賠償保険金を支払います。</p>
<p>④ 損害賠償の請求<sup>(注1)</sup>を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。</p>	<p>保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて日常生活賠償保険金を支払います。</p>
<p>⑤ 損害賠償の請求<sup>(注1)</sup>についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。</p>	<p>保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて日常生活賠償保険金を支払います。</p>
<p>⑥ 他の保険契約等の有無および内容<sup>(注2)</sup>について遅滞なく当社に通知すること。</p>	
<p>⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。</p>	

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)②の事項について事実と異なることを告げた場合または(1)⑦の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて日常生活賠償保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

## 第7条 (当社による援助)

被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故<sup>(注)</sup>にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

(注) 第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故

被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。

## 第8条 (当社による解決)

(1) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被

保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続<sup>(注1)</sup>を行います。

① 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故<sup>(注2)</sup>にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当社と解決条件について合意している場合

② 当社が損害賠償請求権者から第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(2)(1)の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(3)当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合

② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合

③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

(注1) 訴訟の手続

弁護士を選任を含みます。

(注2) 第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故

被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。

## 第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）

(1)第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故<sup>(注1)</sup>によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2)当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき日常生活賠償保険金の額<sup>(注2)</sup>を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(3)第8条（当社による解決）およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出される額をいいます。

損害賠償額

=

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

-

被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

(4)損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の日常生活賠償保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5)(2)または(7)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、日常生活賠償保険金を支払ったものとみなします。

(6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額<sup>(注3)</sup>が日常生活賠償保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

① (2)④に規定する事実があった場合

② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故<sup>(注1)</sup>にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。

③ 当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(7)(6)②または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき日常生活賠償保険金の額<sup>(注2)</sup>を限度とします。

(注1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故

被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。

(注2) 日常生活賠償保険金の額

同一事故につき既に当社が支払った日常生活賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

(注3) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当社が支払った日常生活賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

## 第10条(他の保険契約等がある場合の支払保険金)

(1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額<sup>(注1)</sup>の合計額が損害の額<sup>(注2)</sup>以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額<sup>(注1)</sup>を日常生活賠償保険金の額とします。

(2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額<sup>(注1)</sup>の合計額が損害の額<sup>(注2)</sup>を超えるときは、当社は、次に定める額を日常生活賠償保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 <sup>(注1)</sup>
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額 <sup>(注2)</sup> から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 <sup>(注1)</sup> を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

## 第11条(保険金の請求)

(1)被保険者が日常生活賠償保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して日常生活賠償保険金の支払を請求しなければなりません。

(2)当社に対する日常生活賠償保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停も

しくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使用することができるとします。

- (3) 被保険者が日常生活賠償保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 死亡に関して支払われる日常生活賠償保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
③ 後遺障害に関して支払われる日常生活賠償保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
④ 傷害に関して支払われる日常生活賠償保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑥ 第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故による他人の財物の破損に係る日常生活賠償保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書 <sup>（注1）</sup> および被害が生じた物の写真 <sup>（注2）</sup>
⑦ その他当社が第12条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (4) 被保険者に日常生活賠償保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、日常生活賠償保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として日常生活賠償保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>（注3）</sup>
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に日常生活賠償保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に日常生活賠償保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者<sup>（注3）</sup>または②以外の3親等内の親族

- (5) (4)の規定による被保険者の代理人からの日常生活賠償保険金の請求に対して、当社が日常生活賠償保険金を支払った後に、重複して日常生活賠償保険金の請求を受けたとしても、当社は、日常生活賠償保険金を支払いません。

- (6) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (7) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社によって当社が被った損害の額を差し引いて日常生活賠償保険金を支払います。

- (8) 日常生活賠償保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

（注1）修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注2）写真

画像データを含みます。

(注3) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

## 第12条 (保険金の支払)

- (1) 当社は、請求完了日<sup>(注1)</sup>からその日を含めて30日以内に、当社が日常生活賠償保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、日常生活賠償保険金を支払います。
- ① 日常生活賠償保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 日常生活賠償保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、日常生活賠償保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 日常生活賠償保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき日常生活賠償保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日<sup>(注1)</sup>からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数<sup>(注2)</sup>を経過する日までに、日常生活賠償保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 <sup>(注3)</sup>	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合<sup>(注4)</sup>には、それによって確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)から(3)までの規定による日常生活賠償保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が第11条(保険金の請求)(3)および(4)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数

複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

### 第13条（損害賠償額の請求）

- (1) 損害賠償請求権者が第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を受けようとする場合、当社に対して損害賠償額の支払を請求しなければなりません。
- (2) 損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

#### 損害賠償額請求に必要な書類または証拠

- |  |
|--|
| ① 損害賠償額の請求書  |
| ② 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本  |
| ③ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類   |
| ④ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類  |
| ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書  |
| ⑥ 第2条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故による他人の財物の破損に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書 <sup>(注1)</sup> および被害が生じた物の写真 <sup>(注2)</sup> |
| ⑦ その他当社が第14条（損害賠償額の支払）(1)に定める必要事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの  |

- (3) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(注3)</sup>
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者<sup>(注3)</sup>または②以外の3親等内の親族

- (4) (3)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、日常生活賠償保険金を支払ったものとみなします。

- (5) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類

もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(7) 損害賠償額の請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行わせることはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

(注1) 修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 写真

画像データを含みます。

(注3) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

## 第14条（損害賠償額の支払）

(1) 当社は、第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)のいずれかに該当する場合には、請求完了日<sup>(注1)</sup>からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日<sup>(注1)</sup>からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数<sup>(注2)</sup>を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 <sup>(注3)</sup>	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日

⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
---	------

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合<sup>(注4)</sup>には、それによって確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4)(1)から(3)までの規定による損害賠償額の支払は、損害賠償請求権者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

損害賠償請求権者が第13条(損害賠償額の請求)(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数

複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 第15条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権<sup>(注)</sup>を取得した場合において、当社がその損害に対して日常生活賠償保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を日常生活賠償保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、日常生活賠償保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2)(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

## 第16条(先取特権)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故による他人の身体の障害または他人の財物の破損にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権<sup>(注)</sup>について先取特権を有します。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、日常生活賠償保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当

社が被保険者に日常生活賠償保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権<sup>(注)</sup>は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権<sup>(注)</sup>を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して日常生活賠償保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第5条(支払保険金)(2)の費用に対する保険金請求権を除きます。

## 第17条(仮払金および供託金の貸付け等)

- (1) 第7条(当社による援助)または第8条(当社による解決)(1)の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は保険金額<sup>(注1)</sup>の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
- (2) (1)により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金<sup>(注2)</sup>の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、第5条(支払保険金)(1)ただし書、第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)ただし書および同条(7)ただし書の規定は、その貸付金または供託金<sup>(注2)</sup>を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (4) (1)の供託金<sup>(注2)</sup>が第三者に還付された場合には、その還付された供託金<sup>(注2)</sup>の限度で、(1)の当社の名による供託金<sup>(注2)</sup>または貸付金<sup>(注3)</sup>が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 第11条(保険金の請求)の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(注1) 保険金額

同一事故につき既に当社が支払った保険金または第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注2) 供託金

利息を含みます。

(注3) 貸付金

利息を含みます。

## 第18条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款基本条項第12条(被保険者による保険契約の解約請求)および同条項第13条(本人である被保険者に係る部分の解約・解除の特則)の規定は適用しません。

## 第19条(普通保険約款の読み替え等)

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 「用語の説明」の危険の説明および基本条項第11条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(1)①の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ② 基本条項第2条(保険料の払込方法)(2)の規定中「生じた事故による傷害に対しては、保険金」とあるのは「生じた事故による損害に対しては、日常生活賠償保険金」
- ③ 基本条項第4条(告知義務)(3)③の規定中「補償条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の事故によって傷害を被る前」とあるのは「この特約

第2条（保険金を支払う場合）（1）の事故が発生する前」

- ④ 基本条項第4条(4)の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「事故の発生した後」
- ⑤ 基本条項第4条(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「発生した事故による損害」
- ⑥ 基本条項第16条（追加保険料領収前の事故）（1）および(2)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発生した事故による損害」

(2)普通保険約款基本条項第11条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）を次のとおり読み替え、（4）を追加してこの特約に適用します。

「(3)(1)または(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①から④までの事由が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、日常生活賠償保険金を支払いません。この場合において、既に日常生活賠償保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4)保険契約者または被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

」

## 第20条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

## （12）受託物賠償責任補償特約

### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
住宅	被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。
受託物	被保険者が管理する財産的価値を有する有体物で第4条(受託物の範囲)に規定するものをいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
破損	滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、第3条（被保険者の範囲）に規定する者をいいます。
紛失または盗取	紛失または盗取には詐取を含みません。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。

保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
保険年度	初年度については始期日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの始期日応当日から1年間をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。(免責金額は被保険者の自己負担となります。)

## 第1条 (この特約の付帯条件)

この特約は、保険証券にこの特約の保険金額が記載されている場合に付帯されます。

## 第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、受託物が次に掲げる間に破損、紛失または盗取されたこと（以下「事故」といいます。）により、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、受託物賠償責任保険金を支払います。
- ① 受託物が、住宅内に保管されている間
  - ② 受託物が、被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間
- (2) 当社は、(1)に規定する事故が発生した時が保険期間中であつた場合に限り、受託物賠償責任保険金を支払います。

## 第3条 (被保険者の範囲)

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 本人
  - ② 本人の配偶者
  - ③ 本人またはその配偶者と同居の親族
  - ④ 本人またはその配偶者と別居の未婚の子
  - ⑤ ①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者<sup>(注1)</sup>。ただし、その責任無能力者に関する第2条(保険金を支払う場合)(1)の事故に限ります。
- (2) (1)の本人とその配偶者との続柄または本人もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当社の支払うべき受託物賠償責任保険金の限度額が増額されるものではありません。
- (注1) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者  
責任無能力者の親族<sup>(注2)</sup>に限ります。
- (注2) 親族  
6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

## 第4条 (受託物の範囲)

- (1) この特約における受託物は、被保険者が日本国内において受託した財産的価値を有する有体物のうち、次に掲げるものを除いたものとします。
- ① 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物

- ② 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物
- ③ 自動車<sup>(注1)</sup>、原動機付自転車、船舶<sup>(注2)</sup>、航空機およびこれらの付属品
- ④ 銃砲、刀剣その他これらに準ずる物
- ⑤ 被保険者が次の運動等を行っている間のその運動等のための用具
  - ア. 山岳登山<sup>(注3)</sup>
  - イ. リューシュ、ボブスレー、スケルトンまたはスカイダイビング
  - ウ. 航空機<sup>(注4)</sup> 操縦<sup>(注5)</sup>、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機<sup>(注6)</sup> 搭乗またはジャイロプレーン搭乗
  - エ. その他ア. からウ. までに類する危険な運動
- ⑥ 動物、植物等の生物
- ⑦ 建物<sup>(注7)</sup>
- ⑧ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
- ⑨ 公序良俗に反する物
- ⑩ その他下欄記載の物



(2)被保険者が第3条（被保険者の範囲）(1)⑤に規定する者である場合は、(1)⑤の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

(注1) 自動車

被牽引車を含みます。

(注2) 船舶

ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

(注3) 山岳登山

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

(注4) 航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

(注5) 操縦

職務として操縦する場合を除きます。

(注6) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

(注7) 建物

畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する付属設備および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。

## 第5条（保険金を支払わない場合）

(1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、受託物賠償責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者<sup>(注1)</sup> または被保険者の故意
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
  - ア. 法令に定められた運転資格<sup>(注2)</sup> を持たないで自動車等を運転している間
  - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
  - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 被保険者に引き渡される以前から受託物に存在した欠陥
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ⑦ 核燃料物質<sup>(注3)</sup>もしくは核燃料物質<sup>(注3)</sup>によって汚染された物<sup>(注4)</sup>の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
  - ⑩ 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
  - ⑪ 受託物に生じた自然発火または自然爆発
  - ⑫ 偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故または機械的  
事故
  - ⑬ 自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由
  - ⑭ ねずみ食い、虫食いその他これらに類似の事由
  - ⑮ 風、雨、雪、雹<sup>(注5)</sup>、砂塵その他これらに類するものの吹込み<sup>(注5)</sup>またはこれらのものの漏入<sup>(注6)</sup>による受託物の破損
- (2) 当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、受託物賠償責任保険金を支払いません。
- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
  - ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産<sup>(注7)</sup>の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
  - ③ 被保険者と同居する親族<sup>(注8)</sup>に対する損害賠償責任
  - ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
  - ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
  - ⑥ 航空機、船舶<sup>(注9)</sup>または銃器<sup>(注10)</sup>の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
  - ⑦ 受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の破損に起因する損害賠償責任
  - ⑧ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者がその受託物を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任<sup>(注11)</sup>
  - ⑨ 受託物について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任
- (3) 被保険者が第3条（被保険者の範囲）（1）⑤に規定する者である場合は、（1）④ならびに（2）①から③までおよび⑧の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済核燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 吹込み

窓・戸等建物または屋外設備の開口部から入り込むことをいいます。

(注6) 漏入

屋根・壁等建物または屋外設備の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むことをいいます。

(注7) 職務の用に供される動産または不動産

住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(注8) 親族

6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

(注9) 船舶

原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注10) 銃器

空気銃を除きます。

(注11) 被保険者がその受託物を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任

収益減少に基づく賠償責任を含みます。

## 第6条 (支払保険金)

(1) 1回の事故につき当社の支払う受託物賠償責任保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険期間を通じ<sup>(注1)</sup>、受託物賠償責任保険金額を限度とします。

受託物賠償責任保険金	=	被保険者が被害受託物について正当な権利を有する者に対して負担する法律上の賠償責任の額 <sup>(注2)</sup>	+	判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	-	免責金額
------------	---	--	---	---------------------------------	---	---	---	------

(2) 当社は、(1)に定める受託物賠償責任保険金に加えて、次の費用<sup>(注3)</sup>の合計額を受託物賠償責任保険金として支払います。なお、次の①から④までの費用<sup>(注3)</sup>については、その全額を支払います。ただし、③ア、および④の費用は、(1)の法律上の賠償責任の額が受託物賠償責任保険金額を超える場合は、受託物賠償責任保険金額の(1)の法律上の賠償責任の額に対する割合によってこれを支払います。

費用	説明
① 損害防止費用	第7条(事故の発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	第7条(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
③ 示談交渉費用	ア. 被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当社の同意を得て支出した費用をいいます。 イ. 第8条(当社による解決)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
④ 争訟費用	損害賠償責任の解決に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用 <sup>(注4)</sup> 、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

(注1) 保険期間を通じ

保険期間が1年を超える契約においては、「保険年度ごとに」と読み替えます。

(注2) 被保険者が被害受託物について正当な権利を有する者に対して負担する法律上の賠償責任の額

保険事故の生じた地および時において、もし事故がなければ有したであろう被害受託物の価額を超えないものとします。

(注3) 費用

収入の喪失を含みません。

(注4) 訴訟費用

(1)に規定する判決により支払を命ぜられた訴訟費用を含みません。

**第7条 (事故の発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)**

(1) 保険契約者、被保険者または受託物賠償責任保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて受託物賠償責任保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。 ア. 事故発生の日時、場所、受託物および受託物の損害状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所、受託物または受託物の損害状況について証人となる者がある場合は、その住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社はそれによって当社が被った損害の額を差し引いて受託物賠償責任保険金を支払います。
③ 受託物が盗取された場合には、遅滞なく警察署に届け出ること。	
④ 他人に損害賠償の請求 <sup>(注1)</sup> をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求 <sup>(注1)</sup> をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて受託物賠償責任保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求 <sup>(注1)</sup> を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて受託物賠償責任保険金を支払います。
⑥ 損害賠償の請求 <sup>(注1)</sup> についての訴訟を提起し、または提起され	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由が

た場合は、遅滞なく当社に通知すること。	なく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて受託物賠償責任保険金を支払います。
⑦ 他の保険契約等の有無および内容 <sup>(注2)</sup> について遅滞なく当社に通知すること。	
⑧ ①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2) 保険契約者、被保険者または受託物賠償責任保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)②の事項について事実と異なることを告げた場合または(1)⑧の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて受託物賠償責任保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

## 第8条 (当社による解決)

当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

## 第9条 (他の保険契約等がある場合の支払保険金)

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額<sup>(注1)</sup>の合計額が、損害の額<sup>(注2)</sup>以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額<sup>(注1)</sup>を受託物賠償責任保険金の額とします。

(2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額<sup>(注1)</sup>の合計額が、損害の額<sup>(注2)</sup>を超過するときは、当社は、次に定める額を受託物賠償責任保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 <sup>(注1)</sup>
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額 <sup>(注2)</sup> から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 <sup>(注1)</sup> を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

## 第10条 (保険金の請求)

(1) 被保険者または受託物賠償責任保険金を受け取るべき者が受託物賠償責任保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して受託物賠償責任保険金の支払を請求しなければなりません。

- (2)当社に対する受託物賠償責任保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害受託物について正当な権利を有する者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (3)被保険者または受託物賠償責任保険金を受け取るべき者が受託物賠償責任保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 当社の定める事故状況報告書
③ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書 <sup>(注1)</sup> および被害が生じた物の写真 <sup>(注2)</sup>
④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑤ 盗難による損害の場合には警察署の盗難届出証明書
⑥ 被保険者の印鑑証明書
⑦ 受託物賠償責任保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
⑧ その他当社が第11条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (4)被保険者に受託物賠償責任保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、受託物賠償責任保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として受託物賠償責任保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(注3)</sup>
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に受託物賠償責任保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に受託物賠償責任保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者<sup>(注3)</sup>または②以外の3親等内の親族
- (5)(4)の規定による被保険者の代理人からの受託物賠償責任保険金の請求に対して、当社が受託物賠償責任保険金を支払った後に、重複して受託物賠償責任保険金の請求を受けたとしても、当社は、受託物賠償責任保険金を支払いません。
- (6)当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または受託物賠償責任保険金を受け取るべき者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (7)保険契約者、被保険者または受託物賠償責任保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて受託物賠償責任保険金を支払います。
- (8)受託物賠償責任保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注1) 修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 写真

画像データを含みます。

(注3) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

## 第11条 (保険金の支払)

- (1) 当社は、請求完了日<sup>(注1)</sup>からその日を含めて30日以内に、当社が受託物賠償責任保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、受託物賠償責任保険金を支払います。
- ① 受託物賠償責任保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 受託物賠償責任保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、受託物賠償責任保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 受託物賠償責任保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき受託物賠償責任保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日<sup>(注1)</sup>からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数<sup>(注2)</sup>を経過する日までに、受託物賠償責任保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 <sup>(注3)</sup>	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合<sup>(注4)</sup>には、それによって確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)から(3)までの規定による受託物賠償責任保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が第10条(保険金の請求)(3)および(4)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数

複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会  
弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合  
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 第12条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権<sup>(注)</sup>を取得した場合において、当社がその損害に対して受託物賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を受託物賠償責任保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、受託物賠償責任保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2)(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権  
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

## 第13条(先取特権)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権<sup>(注)</sup>について先取特権を有します。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、受託物賠償責任保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に受託物賠償責任保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権<sup>(注)</sup>は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権<sup>(注)</sup>を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して受託物賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権  
第6条(支払保険金)(2)の費用に対する保険金請求権を除きます。

## 第14条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款基本条項第12条（被保険者による保険契約の解約請求）および同条項第13条（本人である被保険者に係る部分の解約・解除の特則）の規定は適用しません。

## 第15条（普通保険約款の読み替え等）

- (1)この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 「用語の説明」の危険の説明および基本条項第11条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(1)①の規定中「傷害」とあるのは「損害」
  - ② 基本条項第2条（保険料の払込方法）(2)の規定中「生じた事故による傷害に対しては、保険金」とあるのは「生じた事故による損害に対しては、受託物賠償責任保険金」
  - ③ 基本条項第3条（保険責任のおよぶ地域）の規定中「被保険者が被った傷害」とあるのは「発生した事故」
  - ④ 基本条項第4条（告知義務）(3)③の規定中「補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の事故によって傷害を被る前」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の事故が発生する前」
  - ⑤ 基本条項第4条(4)の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「事故の発生した後」
  - ⑥ 基本条項第4条(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「発生した事故による損害」
  - ⑦ 基本条項第16条（追加保険料領収前の事故）(1)および(2)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発生した事故による損害」
- (2)普通保険約款基本条項第11条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。
- 「
- (3)(1)または(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①から④までの事由が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、受託物賠償責任保険金を支払いません。この場合において、既に受託物賠償責任保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4)保険契約者または被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
  - ② (1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

」

## 第16条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

## (13) 携行品特約

### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
他の保険契約等	第3条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、普通保険約款の被保険者をいいます。
保険価額	保険の対象に損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
保険の対象	この特約により補償される物としてこの特約で定めるものをいいます。
保険の対象の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額 <sup>(注)</sup> を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 (注) 減価額 保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。(免責金額は被保険者の自己負担となります。)

### 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険証券にこの特約の保険金額が記載されている場合に付帯されます。

### 第2条（保険の対象の範囲）

- (1) この特約における保険の対象は、被保険者の居住の用に供される住宅<sup>(注1)</sup>外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限ります。
- (2) 次表に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

保険の対象と ならない物	説明
① 船舶、航空機	船舶 <sup>(注2)</sup> 、航空機およびこれらの付属品をいいます。

② 自動車	自動車 <sup>(注3)</sup> およびその付属品(自動車 <sup>(注3)</sup> に定着 <sup>(注4)</sup> または装備 <sup>(注5)</sup> されている物、ならびに車室内でのみ使用することを目的として自動車 <sup>(注3)</sup> に固定されている自動車用電子式航法装置、ETC車載器 <sup>(注6)</sup> 等をいいます。)をいいます。
③ 原動機付自転車	原動機付自転車 <sup>(注7)</sup> およびその付属品(原動機付自転車 <sup>(注7)</sup> に定着 <sup>(注4)</sup> または装備 <sup>(注5)</sup> されている物をいいます。)をいいます。
④ 自転車等	自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品をいいます。
⑤ ラジコン	ラジコンコントロール模型およびその付属品をいいます。
⑥ パソコン	パソコンおよびその付属品をいいます。
⑦ 携帯電話等	携帯電話、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品をいいます。
⑧ 眼鏡等の身体補助器具	眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類する物をいいます。
⑨ 生物	動物および植物等の生物をいいます。
⑩ 漁具	釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。
⑪ 有価証券等	株券、手形その他の有価証券 <sup>(注8)</sup> 、印紙、切手、預貯金証書 <sup>(注9)</sup> 、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー <sup>(注10)</sup> 、乗車券等 <sup>(注11)</sup> その他これらに類する物をいいます。
⑫ 証書等	証書 <sup>(注12)</sup> 、帳簿、稿本、設計書、図案その他これらに類する物をいいます。
⑬ プログラム、データ	テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物であって、市販されていないものをいいます。

(注1) 住宅

敷地を含みます。

(注2) 船舶

ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

(注3) 自動車

自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車<sup>(注7)</sup>を除きます。

(注4) 定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

(注5) 装備

自動車または原動機付自転車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車または原動機付自転車に備えつけられている状態をいいます。

(注6) ETC車載器

有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。

(注7) 原動機付自転車

総排気量が125cc以下のものをいいます。

(注8) 株券、手形その他の有価証券

通貨および小切手を除きます。

(注9) 預貯金証書

預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

(注10) 電子マネー

決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。

(注11) 乗車券等

鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光施設利用券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含みます。

(注12) 証書

運転免許証、パスポートを含みます。

### 第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、偶然な事故（以下「事故」といいます。）によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、携行品保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1)に規定する事故が発生した時が保険期間中であった場合に限り、携行品保険金を支払います。

### 第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、携行品保険金を支払いません。

- ① 保険契約者<sup>(注1)</sup>または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者<sup>(注2)</sup>の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、携行品保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者と生計を共にする親族<sup>(注3)</sup>の故意。ただし、被保険者に携行品保険金を取得させる目的でなかった場合は、携行品保険金を支払います。
- ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
  - ア. 法令に定められた運転資格<sup>(注4)</sup>を持たないで自動車等を運転している間
  - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
  - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質<sup>(注5)</sup>もしくは核燃料物質<sup>(注5)</sup>によって汚染された物<sup>(注6)</sup>の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑪ 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ⑫ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ⑬ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等
- ⑭ 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能

の喪失または低下を伴わない損害

- ⑮ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
- ⑯ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。
- ⑰ 保険の対象の置き忘れまたは紛失

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 親族

6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

(注4) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

## 第5条（支払保険金）

- (1) 当社が支払うべき携行品保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{携行品保険金}} = \boxed{\text{第6条（損害の額の決定）の損害の額}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払う携行品保険金の額は、保険期間を通じ、携行品保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度<sup>(注)</sup>ごとに携行品保険金額をもって限度とします。

(注) 保険年度

初年度については始期日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの始期日応当日から1年間をいいます。

## 第6条（損害の額の決定）

- (1) 当社が携行品保険金を支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、保険価額を限度とし、次の算式<sup>(注1)</sup>によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額<sup>(注2)</sup>}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \boxed{\text{損害の額}}$$

- (2) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)の規定によって損害の額を決定します。
- (3) 保険契約者または被保険者が、次に掲げる費用を負担した場合は、その費用および(1)および(2)の規定によって計算された額の合計額を損害の額とします。

- ① 第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用
- ② 第7条(1)④に規定する手続のために必要な費用

- (4) (1)から(3)までの規定によって計算された損害の額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害の額とします。
- (5) 保険の対象の1個、1組または1対について損害の額が10万円を超える場合は、当社は、そのものの損害の額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が通貨または小切手である場合において、保険の対象の損害の額の合計が5万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害の額を5万円とみなします。

(注1) 算式

算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(注2) 増加額

保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

## 第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第3条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて携行品保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく、当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所、損害状況、損害の程度 イ. 事故発生の日時、場所、損害状況、損害の程度について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて携行品保険金を支払います。
③ 損害が盗難によって生じた場合には、遅滞なく警察署へ届け出ること。ただし、盗難にあった保険の対象が小切手の場合には、このほかに、その小切手の振出人 <sup>(注1)</sup> および支払金融機関への届出を遅滞なく行うこと。	
④ 他人に損害賠償の請求 <sup>(注2)</sup> をすることができる場合には、その債権の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求 <sup>(注2)</sup> をすることによって取得すること

	ができたと認められる額を差し引いて携行品保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求 <sup>(注2)</sup> についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて携行品保険金を支払います。
⑥ 他の保険契約等の有無および内容 <sup>(注3)</sup> について遅滞なく当社に通知すること。	
⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)②の事項について事実と異なることを告げた場合または(1)⑦の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて携行品保険金を支払います。

(注1) その小切手の振出人

被保険者が振出人である場合を除きます。

(注2) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注3) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

## 第8条（被害物の調査）

保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、保険の対象および損害の調査と関連して必要な事項を調査することができます。

## 第9条（残存物および盗難品の帰属）

(1) 当社が携行品保険金を支払った場合は、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者に属するものとします。

(2) 盗取された保険の対象について、当社が携行品保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第6条（損害の額の決定）(3)①の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。

(3) 盗取された保険の対象について、当社が携行品保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は携行品保険金の保険価額に対する割合によって、当社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた携行品保険金に相当する額<sup>(注)</sup>を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(4) (2)または(3)ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して携行品保険金を請求することができます。この場合において、当社が携行品保険金を支払うべき損害の額は第6条（損害の額の決定）の規定によって決定します。

(注) 支払を受けた携行品保険金に相当する額

第6条（損害の額の決定）(3)①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

## 第10条（盗難品発見後の通知）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

## 第11条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額<sup>(注1)</sup>の合計額が、損害の額<sup>(注2)</sup>以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額<sup>(注1)</sup>を支払保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額<sup>(注1)</sup>の合計額が、損害の額<sup>(注2)</sup>を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 <sup>(注1)</sup>
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額 <sup>(注2)</sup> から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 <sup>(注1)</sup> を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

## 第12条（保険金の請求）

- (1) 被保険者が携行品保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して携行品保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する携行品保険金請求権は、事故発生時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が携行品保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 当社の定める事故状況報告書
③ 公の機関 <sup>(注1)</sup> の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限ります。
④ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
⑤ 被保険者の印鑑証明書
⑥ 携行品保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
⑦ その他当社が普通保険約款基本条項第19条（保険金の支払）(1)およびこの特約第13条（保険金を支払うために必要な確認事項）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (4) 被保険者に携行品保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、携行品保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として携行品保険金を請求することができます。

- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(注2)</sup>
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に携行品保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に携行品保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者<sup>(注2)</sup>または②以外の3親等内の親族
- (5) (4)の規定によるその被保険者の代理人からの携行品保険金の請求に対して、当社が携行品保険金を支払った後に、重複して携行品保険金の請求を受けたとしても、当社は、携行品保険金を支払いません。
- (6) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて携行品保険金を支払います。
- (8) 携行品保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (注1) 公の機関  
やむを得ない場合には、第三者とします。
- (注2) 配偶者  
法律上の配偶者に限ります。

### 第13条（保険金を支払うために必要な確認事項）

当社が携行品保険金を支払うために必要な確認事項は、普通保険約款基本条項第19条（保険金の支払）(1)に規定するほか、次の事項とします。

他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき携行品保険金の額を確定するために確認が必要な事項

### 第14条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権<sup>(注)</sup>を取得した場合において、当社がその損害に対して携行品保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を携行品保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、携行品保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

## 第15条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款基本条項第12条(被保険者による保険契約の解約請求)および同条項第13条(本人である被保険者に係る部分の解約・解除の特則)の規定は適用しません。

## 第16条 (普通保険約款の読み替え等)

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 「用語の説明」の危険の説明および基本条項第11条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(1)①の規定中「傷害」とあるのは「損害」
  - ② 基本条項第2条(保険料の払込方法)(2)の規定中「生じた事故による傷害に対しては、保険金」とあるのは「生じた事故による損害に対しては、携行品保険金」
  - ③ 基本条項第3条(保険責任のおよぶ地域)の規定中「被保険者が被った傷害」とあるのは「発生した事故」
  - ④ 基本条項第4条(告知義務)(3)③の規定中「補償条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の事故によって傷害を被る前」とあるのは「この特約第3条(保険金を支払う場合)(1)の事故が発生する前」
  - ⑤ 基本条項第4条(4)の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「事故の発生した後」
  - ⑥ 基本条項第4条(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「発生した事故による損害」
  - ⑦ 基本条項第16条(追加保険料領収前の事故)(1)および(2)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発生した事故による損害」
  - ⑧ 基本条項第19条(保険金の支払)(1)①の規定中「傷害発生の有無」とあるのは、「損害発生の有無」、同条(1)③の規定中「傷害の程度」とあるのは「損害の額」、「事故と傷害との関係」とあるのは「事故と損害との関係」、同条(2)④および⑤の規定中「(1)①から④までの事項」とあるのは「(1)①から④までの事項またはこの特約第13条(保険金を支払うために必要な確認事項)の事項」、同条(注1)の規定中「第18条(保険金の請求)(3)および(4)の規定による手続」とあるのは「この特約第12条(保険金の請求)(3)および(4)の規定による手続」
- (2) 普通保険約款基本条項第11条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。
- 「
- (3)(1)または(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第14条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①から④までの事由が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、携行品保険金を支払いません。この場合において、既に携行品保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
  - (4) 保険契約者または被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。
- 」

## 第17条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ

り、普通保険約款の規定を準用します。

## (14) 新価保険特約（携行品特約用）

### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款および携行品特約の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。

#### 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、この保険契約に携行品特約が付帯されている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに付帯されます。

#### 第2条（損害の額の決定）

- (1) 携行品特約第6条（損害の額の決定）の規定にかかわらず、当社が同特約第3条（保険金を支払う場合）(1)の携行品保険金を支払うべき損害の額は、保険の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額を限度とし、次の算式<sup>(注1)</sup>によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \boxed{\text{損害の額}}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等の場合には、当社が携行品特約第3条（保険金を支払う場合）(1)の携行品保険金を支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式<sup>(注1)</sup>によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額<sup>(注2)</sup>}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \boxed{\text{損害の額}}$$

- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)および(2)の規定によって損害の額を決定します。

- (4) 保険契約者または被保険者が、次に掲げる費用を負担した場合は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害の額とします。

① 携行品特約第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 携行品特約第7条(1)④に規定する手続のために必要な費用

- (5) (1)から(4)までの規定によって計算された損害の額が、その損害の生じた保険の対象の再調達価額<sup>(注3)</sup>を超える場合は、その再調達価額<sup>(注3)</sup>をもって損害の額とします。

- (6) 保険の対象の1個、1組または1対について損害の額が10万円を超える場合は、当社は、そのものの損害の額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が通貨または小切手である場合において、保険の対象の損害の

額の合計が5万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害の額を5万円とみなします。

(注1) 算式

算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(注2) 増加額

保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

(注3) 再調達価額

保険の対象が貴金属等である場合には保険価額とします。

### 第3条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

当社は、この特約により、携行品特約第11条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）にかかわらず、保険の対象が貴金属等以外のものである場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定がない保険契約または共済契約（以下「時価契約」といいます。）があるときは、同特約第3条（保険金を支払う場合）(1)の携行品保険金については、次に規定する算式により算出した額を支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

損害の  
額<sup>(注)</sup>

－ 他の時価契約によって支払われるべき  
保険金または共済金の支払額の合計額

= 保険金の  
支払額

(注) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

### 第4条（携行品特約の読み替え）

この特約については、携行品特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（支払保険金）(1)の規定中「第6条（損害の額の決定）」とあるのは、「この特約第2条（損害の額の決定）」
- ② 第9条（残存物および盗難品の帰属）(2)の規定中「第6条（損害の額の決定）(3)①」とあるのは「この特約第2条（損害の額の決定）(4)①」
- ③ 第9条(3)の規定中「保険価額」とあるのは「再調達価額（保険の対象が貴金属等である場合には保険価額）」
- ④ 第9条(4)の規定中「第6条（損害の額の決定）」とあるのは「この特約第2条（損害の額の決定）」
- ⑤ 第9条（注）の規定中「第6条（損害の額の決定）(3)①」とあるのは「この特約第2条（損害の額の決定）(4)①」

### 第5条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および携行品特約の規定を準用します。

# (15) 救援者費用等補償特約

## 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
救援者	救援対象者の搜索 <sup>(注1)</sup> 、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族 <sup>(注2)</sup> をいいます。 (注1) 搜索 搜索、救助または移送をいいます。 (注2) 親族 これらの者の代理人を含みます。
現地	事故発生地または救援対象者の収容地をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師 <sup>(注)</sup> が必要であると認め、医師 <sup>(注)</sup> が行う治療をいいます。 (注) 医師 救援対象者が医師である場合は、その救援対象者以外の医師をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者で、第3条(救援対象者および被保険者)(2)に規定する者をいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
保険年度	初年度については始期日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの始期日応当日から1年間をいいます。

### 第1条 (この特約の付帯条件)

この特約は、保険証券にこの特約の保険金額が記載されている場合に付帯されます。

### 第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、救援対象者が次に掲げる場合のいずれかに該当したことにより、被保険者が負担した費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、その費用の負担者に救援者費用等保険金を支払います。
- ① 保険期間中に、救援対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
  - ② 保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な搜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
  - ③ 保険期間中に、救援対象者の居住の用に供される住宅<sup>(注1)</sup>外において被った普通保険約款補償条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を

直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院<sup>(注2)</sup>した場合

(2)(1)③の入院日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置<sup>(注3)</sup>であるときは、その処置日数を含みます。

(3)当社は、(1)①および②については(1)①または②に掲げる場合のいずれかに該当した時、(1)③については傷害を被った時が保険期間中であつた場合に限り、救済者費用等保険金を支払います。

(注1) 住宅

敷地を含みます。

(注2) 入院

他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りです。

(注3) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

### 第3条（救済対象者および被保険者）

(1)この特約における救済対象者は、普通保険約款に規定する被保険者とします。

(2)この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 保険契約者
- ② 救済対象者
- ③ 救済対象者の親族

### 第4条（費用の範囲）

第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用とは、次表に掲げるものをいいます。

費用	説明
① 捜索救助費用	遭難した救済対象者を捜索 <sup>(注1)</sup> する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
② 交通費	救済者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救済者2名分を限度とします。ただし、第2条(1)②の場合において、救済対象者の生死が判明した後または救済対象者の緊急な捜索 <sup>(注1)</sup> もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救済者にかかる費用は除きます。
③ 宿泊料	現地および現地までの行程における救済者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救済者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、第2条(1)②の場合において、救済対象者の生死が判明した後または救済対象者の緊急な捜索 <sup>(注1)</sup> もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救済者にかかる費用は除きます。
④ 移送費用	死亡した救済対象者を現地から救済対象者の住所に移送するために要した遺体輸送費または治療を継続中の救済対象者を現地から救済対象者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費 <sup>(注2)</sup> をいいます。

	ただし、救援対象者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または救援対象者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。
⑤ 諸雑費	<p>救援者の渡航手続費<sup>(注3)</sup> および救援者または救援対象者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、救援対象者の遺体処理費等をいい、次のいずれかの金額を限度とします。</p> <p>ア. これらの費用が、救援対象者が日本国外において第2条(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生したときは、20万円</p> <p>イ. これらの費用が、救援対象者が日本国内において第2条(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生したときは、3万円</p>

(注1) 搜索

搜索、救助または移送をいいます。

(注2) 移転費

治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

(注3) 渡航手続費

旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

## 第5条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかによって第2条(保険金を支払う場合)

(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

- ① 保険契約者<sup>(注1)</sup>または救援対象者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、救援者費用等保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 救援対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 救援対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
  - ア. 法令に定められた運転資格<sup>(注2)</sup>を持たないで自動車等を運転している間
  - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
  - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 救援対象者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 救援対象者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 救援対象者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が救援者費用等保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、救援者費用等保険金を支払います。
- ⑧ 救援対象者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質<sup>(注3)</sup>もしくは核燃料物質<sup>(注3)</sup>によって汚染された物<sup>(注4)</sup>の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

- ⑭ 救援対象者が次に掲げる運動等を行っている間に生じた事故
- ア. 山岳登山<sup>(注5)</sup>
  - イ. リュージュ、ポブスレー、スケルトンまたはスカイダイビング
  - ウ. 航空機<sup>(注6)</sup> 操縦<sup>(注7)</sup>、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機<sup>(注8)</sup> 搭乗またはジャイロプレーン搭乗
  - エ. その他ア. からウ. までに類する危険な運動

(2) 当社は、救援対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものによって第2条（保険金を支払う場合）(1)③の入院をしたことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、救援者費用等保険金を支払いません。

(3) 当社は、救援対象者が次のいずれかに該当する事由によって第2条（保険金を支払う場合）(1)③に該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

① 救援対象者の入浴中の溺水<sup>(注9)</sup>。ただし、入浴中の溺水<sup>(注9)</sup>が、救援対象者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害によって生じた場合を除きます。

② 救援対象者の誤嚥<sup>(注10)</sup>によって生じた肺炎。この場合、誤嚥<sup>(注10)</sup>の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 山岳登山

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

(注6) 航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

(注7) 操縦

職務として操縦する場合を除きます。

(注8) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

(注9) 溺水

水を吸引したことによる窒息をいいます。

(注10) 誤嚥

食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。

## 第6条（支払保険金）

当社は、第4条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当な部分についてのみ救援者費用等保険金を支払います。ただし、救援対象者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

## 第7条（支払保険金の限度）

当社が支払うべき救援者費用等保険金の額は保険期間を通じ、救援者費用等保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度ごとに救援者費用等保険金額をもって限度とします。

## 第8条（事故の発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条（保険金を支払う場合）(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて救援者費用等保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。 ア. 第2条(1)①または②の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況 イ. 第2条(1)③の場合は、事故発生の状況および傷害の程度	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社はそれによって当社が被った損害の額を差し引いて救援者費用等保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求 <sup>(注1)</sup> をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求 <sup>(注1)</sup> をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて救援者費用等保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求 <sup>(注1)</sup> を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて救援者費用等保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求 <sup>(注1)</sup> についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて救援者費用等保険金を支払います。
⑥ 他の保険契約等の有無および内容 <sup>(注2)</sup> について遅滞なく当社に通知すること。	
⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)②の事項について事実と異なることを告げた場合または(1)⑦の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもし

くは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて救援者費用等保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

## 第9条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額<sup>(注1)</sup>の合計額が、費用の額<sup>(注2)</sup>以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額<sup>(注1)</sup>を救援者費用等保険金の額とします。
- (2)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額<sup>(注1)</sup>の合計額が、費用の額<sup>(注2)</sup>を超えるとときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 <sup>(注1)</sup>
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額 <sup>(注2)</sup> から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 <sup>(注1)</sup> を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 費用の額

第4条（費用の範囲）の費用の額をいいます。

## 第10条（保険金の請求）

- (1)被保険者または保険金を受け取るべき者が救援者費用等保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して救援者費用等保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2)当社に対する救援者費用等保険金の請求権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (3)被保険者または保険金を受け取るべき者が救援者費用等保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 救援対象者が第2条（保険金を支払う場合）(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことを証明する書類
③ 救援者費用等保険金の支払を受けようとする第4条（費用の範囲）に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
④ 被保険者の印鑑証明書
⑤ 救援者費用等保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
⑥ その他当社が第11条（保険金を支払うために必要な確認事項）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (4)被保険者に救援者費用等保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、救援者費用等保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいな

は、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として救援者費用等保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(注)</sup>

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に救援者費用等保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に救援者費用等保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者<sup>(注)</sup> または②以外の3親等内の親族

(5) (4)の規定による被保険者の代理人からの救援者費用等保険金の請求に対して、当社が救援者費用等保険金を支払った後に、重複して救援者費用等保険金の請求を受けたとしても、当社は、救援者費用等保険金を支払いません。

(6) 当社は、事故の内容、損害の額または費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて救援者費用等保険金を支払います。

(8) 救援者費用等保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

## 第11条（保険金を支払うために必要な確認事項）

当社が救援者費用等保険金を支払うために必要な確認事項は、普通保険約款基本条項第19条（保険金の支払）(1)に規定するほか、次の事項とします。

他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき救援者費用等保険金の額を確定するために確認が必要な事項

## 第12条（代位）

(1) 費用<sup>(注1)</sup>が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権<sup>(注2)</sup>を取得した場合において、当社がその費用<sup>(注1)</sup>に対して救援者費用等保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が費用 <sup>(注1)</sup> の額の全額を救援者費用等保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、救援者費用等保険金が支払われていない費用 <sup>(注1)</sup> の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注1) 費用

第4条(費用の範囲)の費用をいいます。

(注2) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

### 第13条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款基本条項第12条(被保険者による保険契約の解約請求)および同条項第13条(本人である被保険者に係る部分の解約・解除の特則)の規定は適用しません。

### 第14条(普通保険約款の読み替え等)

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 「用語の説明」の危険の説明および基本条項第11条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(1)①の規定中「傷害」とあるのは「費用」
- ② 基本条項第2条(保険料の払込方法)(2)の規定中「生じた事故による傷害に対しては、保険金」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことによる費用に対しては、救援者費用等保険金」
- ③ 基本条項第3条(保険責任のおよぶ地域)の規定中「被保険者が被った傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことによる費用」
- ④ 基本条項第4条(告知義務)(3)③の規定中「補償条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の事故によって傷害を被る前」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)(1)に掲げる場合のいずれかに該当する前」
- ⑤ 基本条項第4条(4)の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)(1)に掲げる場合のいずれかに該当した後」
- ⑥ 基本条項第4条(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことによる費用」
- ⑦ 基本条項第16条(追加保険料領収前の事故)(1)および(2)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)(1)に掲げる場合のいずれかに該当したことによる費用」
- ⑧ 基本条項第19条(保険金の支払)(1)①の規定中「傷害発生の有無」とあるのは、「費用発生の有無」、同条(1)③の規定中「傷害の程度」とあるのは「費用の額」、「事故と傷害との関係」とあるのは「事故と費用との関係」、同条(2)④および⑤の規定中「(1)①から④までの事項」とあるのは「(1)①から④までの事項またはこの特約第11条(保険金を支払うために必要な確認事項)の事項」、同条(注1)の規定中「第18条(保険金の請求)(3)および(4)の規定による手続」とあるのは「この特約第10条(保険金の請求)(3)および(4)の規定による手続」

- (2) 普通保険約款基本条項第11条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(2)および(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

(2) 当社は、被保険者が(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約<sup>(注2)</sup>を解除することができます。

(3)(1)または(2)の規定による解除がこの特約第2条（保険金を支払う場合）(1)に掲げる場合のいずれかに該当した後になされた場合であっても、第14条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)の事由が生じた時以後にこの特約第2条（1）に掲げる場合のいずれかに該当したことによる費用に対しては、当社は、救済者費用等保険金を支払いません。この場合において、既に救済者費用等保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4)保険契約者または被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた費用については適用しません。

(注2) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

」

## 第15条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

## （16）遭難搜索費用補償特約

### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
搜索	遭難搜索対象者の搜索、救出または移送をいいます。
搜索者	遭難搜索対象者の搜索活動に従事した者をいいます。
搜索費用	搜索者が搜索に要した費用をいいます。
遭難搜索対象者	普通保険約款補償条項第2条（被保険者）に規定する本人とします。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、遭難搜索対象者をいいます。ただし、遭難搜索対象者が死亡して発見された場合または第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用を搜索者に対して支払う前に死亡した場合は、遭難搜索対象者の法定相続人のうち、その費用を負担した者 <sup>(注)</sup> をいいます。 (注) 遭難搜索対象者の法定相続人のうち、その費用を負担した者 遭難搜索対象者に法定相続人のない場合には、その者に代わって費用を負担した者とします。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。

## 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険証券にこの特約の保険金額が記載されている場合に付帯されます。

## 第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、遭難搜索対象者が日本国内において山岳登山の行程中に遭難したことによって、被保険者が支出した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い遭難搜索費用保険金として支払います。
- (2) (1)の「費用」とは、搜索者に対し、搜索費用のうち、搜索者からの請求に基づき被保険者が支払った費用で、かつ、社会通念上妥当な費用をいいます。
- (3) 当社は、(1)の遭難が発生した時が保険期間中であった場合に限り、遭難搜索費用保険金を支払います。

## 第3条（遭難の発生）

当社は、遭難搜索対象者の遭難が明らかでない場合において、遭難搜索対象者が下山予定定期日後48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または遭難搜索対象者の親族<sup>(注)</sup>が次に掲げるもののいずれかに対し、遭難搜索対象者の搜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。

- ① 警察、消防団その他の公的機関
- ② 遭難搜索対象者の所属する山岳会またはその他の山岳会
- ③ 有料遭難救助隊

(注) 親族

6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

## 第4条（当社の責任限度額）

当社が支払うべき遭難搜索費用保険金の額は、保険期間を通じ、遭難搜索費用保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える契約においては、保険年度<sup>(注)</sup>ごとに遭難搜索費用保険金額をもって限度とします。

(注) 保険年度

初年度については始期日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの始期日当日から1年間をいいます。

## 第5条（事故の発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条（保険金を支払う場合）(1)に該当したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」とおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 遭難発生状況を遅滞なく当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、これに応じなければなりません。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社はそれによって当社が被った損害の額を差し引いて遭難搜索費用保険金を支払います。
② 他の保険契約等の有無および内容 <sup>(注)</sup> について遅滞なく当社に通知すること。	

③ ①および②のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)①の事項について事実と異なることを告げた場合または(1)③の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて遭難捜索費用保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

## 第6条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額<sup>(注1)</sup>の合計額が、費用の額<sup>(注2)</sup>を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 <sup>(注1)</sup>
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額 <sup>(注2)</sup> から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 <sup>(注1)</sup> を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 費用の額

第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用の額をいいます。

## 第7条（保険金の請求）

- (1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が遭難捜索費用保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して遭難捜索費用保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する遭難捜索費用保険金の請求権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が遭難捜索費用保険金の支払を請求する場合は、捜索者による捜索活動終了後<sup>(注1)</sup>、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

### 保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 保険金請求書
- ② 遭難が発生したことおよび捜索活動が行われたことを証明する書類
- ③ 捜索費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
- ④ 被保険者の印鑑証明書
- ⑤ 遭難捜索費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ⑥ その他当社が第8条（保険金を支払うために必要な確認事項）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(4) 被保険者に遭難捜索費用保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、

遭難捜索費用保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として遭難捜索費用保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(注2)</sup>

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に遭難捜索費用保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に遭難捜索費用保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者<sup>(注2)</sup> または②以外の3親等内の親族

(5) (4)の規定による被保険者の代理人からの遭難捜索費用保険金の請求に対して、当社が遭難捜索費用保険金を支払った後に、重複して遭難捜索費用保険金の請求を受けたとしても、当社は、遭難捜索費用保険金を支払いません。

(6) 当社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて遭難捜索費用保険金を支払います。

(8) 遭難捜索費用保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注1) 捜索活動終了後

捜索活動の一時的打ち切りの場合には、その打ち切りのつととします。

(注2) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

## 第8条（保険金を支払うために必要な確認事項）

当社が遭難捜索費用保険金を支払うために必要な確認事項は、普通保険約款基本条項第19条（保険金の支払）(1)に規定するほか、次の事項とします。

他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき遭難捜索費用保険金の額を確定するために確認が必要な事項

## 第9条（代位）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権<sup>(注)</sup>を取得した場合において、当社がその費用に対して遭難捜索費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が費用の額の全額を遭難捜索費用保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、遭難捜索費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

- (2)(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

## 第10条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款基本条項第12条（被保険者による保険契約の解約請求）および同条項第13条（本人である被保険者に係る部分の解約・解除の特則）の規定は適用しません。

## 第11条（普通保険約款の読み替え等）

- (1)この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 「用語の説明」の危険の説明および基本条項第11条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(1)①の規定中「傷害」とあるのは「費用」
  - ② 基本条項第2条（保険料の払込方法）(2)の規定中「生じた事故による傷害に対しては、保険金」とあるのは「生じたこの特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の遭難によって支出した費用に対しては、遭難搜索費用保険金」
  - ③ 基本条項第4条（告知義務）(3)③の規定中「補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の事故によって傷害を被る前」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の遭難が発生する前」
  - ④ 基本条項第4条(4)の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の遭難が発生した後」
  - ⑤ 基本条項第4条(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「発生したこの特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の遭難により支出した費用」
  - ⑥ 基本条項第16条（追加保険料領収前の事故）(1)および(2)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発生したこの特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の遭難により支出した費用」
  - ⑦ 基本条項第19条（保険金の支払）(1)①の規定中「傷害発生の有無」とあるのは、「費用発生の有無」、同条(1)③の規定中「傷害の程度」とあるのは「費用の額」、「事故と傷害との関係」とあるのは「事故と費用との関係」、同条(2)④および⑤の規定中「(1)①から④までの事項」とあるのは「(1)①から④までの事項またはこの特約第8条（保険金を支払うために必要な確認事項）の事項」、同条（注1）の規定中「第18条（保険金の請求）(3)および(4)の規定による手続」とあるのは「この特約第7条（保険金の請求）(3)および(4)の規定による手続」
- (2)普通保険約款基本条項第11条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(2)および(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

「(2)当社は、被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約<sup>(注2)</sup>を解除することができます。

(3)(1)または(2)の規定による解除がこの特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の遭難の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)までの事由が生じた時以後に発生したこの特約第2条(1)の遭難により支出した費用に対しては、当社は、遭難搜索費用保険金を支

払いません。この場合において、既に遭難捜索費用保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた費用については適用しません。

(注2) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

」

## 第12条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

# (17) ホームヘルパー費用補償特約

## 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
家事従事者	被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯等の家事を主として行う者をいいます。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、普通保険約款補償条項第2条(被保険者)に規定する本人とします。ただし、家事従事者に限ります。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
ホームヘルパー	炊事、掃除、洗濯等の世話を有償で行うことを職業とする者をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。(免責金額は被保険者の自己負担となります。)
雇入費用	被保険者が負担したホームヘルパーの雇入費用 <sup>(注)</sup> をいいます。 (注) ホームヘルパーの雇入費用 ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます。

## 第1条 (この特約の付帯条件)

この特約は、保険証券にこの特約の支払限度基礎日額が記載されている場合に付帯されます。

## 第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者が傷害を被り、普通保険約款補償条項第6条(入院保険金および手術保険金の支払)(1)に規定する入院保険金が支払われるべき場合において、被保険者が家事に従事できなくなったことにより、被保険者の行うべき家事を代行するために被保険者の家庭においてホームヘル

パーを雇い入れたときには、これによって被保険者が負担した費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、ホームヘルパー費用保険金を支払います。

(2)(1)の費用は、入院保険金の支払を受けるべき期間中に被保険者が負担した雇入費用とします。

(3)(1)の傷害を被った時に家事従事者でない者は被保険者には含みません。

(4)当社は、(1)の傷害を被った時が保険期間中であった場合に限り、ホームヘルパー費用保険金を支払います。

### 第3条（保険金を支払わない場合）

(1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害を被ったことにより、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用を負担した場合は、ホームヘルパー費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者<sup>(注1)</sup>または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者<sup>(注2)</sup>の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、ホームヘルパー費用保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
  - ア. 法令に定められた運転資格<sup>(注3)</sup>を持たないで自動車等を運転している間
  - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
  - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の疾病、脳疾患または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社がホームヘルパー費用保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、ホームヘルパー費用保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質<sup>(注4)</sup>もしくは核燃料物質<sup>(注4)</sup>によって汚染された物<sup>(注5)</sup>の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(2)当社は、次のいずれかに該当する事由により被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用を負担したときは、ホームヘルパー費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなるときでも、ホームヘルパー費用保険金を支払いません。
- ② 被保険者の入浴中の溺水<sup>(注6)</sup>。ただし、入浴中の溺水<sup>(注6)</sup>が、当社が保険金を支払うべき傷害によって生じた場合には、ホームヘルパー費用保険金を支払います。
- ③ 被保険者の誤嚥<sup>(注7)</sup>によって生じた肺炎。この場合、誤嚥<sup>(注7)</sup>の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(3)当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって傷害を被ったことにより、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用を負担した場合は、ホームヘルパー費用保険金を支払いません。

① 被保険者が次に規定する運動等を行っている間

ア. 山岳登山<sup>(注8)</sup>

イ. リューシュ、ボブスレー、スケルトンまたはスカイダイビング

ウ. 航空機<sup>(注9)</sup> 操縦<sup>(注10)</sup>、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機<sup>(注11)</sup>搭乗またはジャイロプレーン搭乗

エ. その他ア. からウ. までに類する危険な運動

② 被保険者の職業が次に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間

ア. オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手または自動車競争選手

イ. 自転車競争選手

ウ. モーターボート競争選手

エ. 猛獣取扱者<sup>(注12)</sup>

オ. プロボクサー、プロレスラーまたはローラーゲーム選手<sup>(注13)</sup>

カ. 力士

キ. その他ア. からカ. までと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

③ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア. 乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、ホームヘルパー費用保険金を支払います。

イ. 乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用車を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、ホームヘルパー費用保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注6) 溺水

水を吸引したことによる窒息をいいます。

(注7) 誤嚥

食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。

(注8) 山岳登山

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

(注9) 航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

(注10) 操縦

職務として操縦する場合を除きます。

(注11) 超軽量動力機

モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

(注12) 猛獣取扱者

動物園の飼育係を含みます。

(注13) ローラーゲーム選手

レフリーを含みます。

## 第4条（支払保険金）

(1)当社が支払うべきホームヘルパー費用保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{ホームヘルパー費用保険金の額} = \text{雇入費用の額} - \text{免責金額}$$

(2)被保険者または保険金を受け取るべき者が、雇入費用について第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた額を雇入費用の額から差し引くものとします。

## 第5条（保険金の支払限度額）

当社が支払うべきホームヘルパー費用保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額をもって限度とします。

$$\text{ホームヘルパー費用保険金の支払限度額} = \text{保険証券記載の支払限度基礎日額} \times \text{ホームヘルパーの雇入日数}^{(注)}$$

(注) ホームヘルパーの雇入日数

入院保険金を支払うべき日数または180日のいずれか短い日数を限度とします。

## 第6条（事故の発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、雇入費用が発生した場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 事故発生時の状況および傷害の程度等の詳細を遅滞なく当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社はそれによって当社が被った損害の額を差し引いてホームヘルパー費用保険金を支払います。
② 他の保険契約等の有無および内容 <sup>(注)</sup> について遅滞なく当社に通知すること。	
③ ①および②のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)①の事項について事実と異なることを告げた場合または(1)③の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いてホームヘルパー費用保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

## 第7条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額<sup>(注1)</sup>の合計額が、雇入費用の額<sup>(注2)</sup>以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額<sup>(注1)</sup>をホームヘルパー費用保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額<sup>(注1)</sup>の合計額が雇入費用の額<sup>(注2)</sup>を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 <sup>(注1)</sup>
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	雇入費用の額 <sup>(注2)</sup> から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 <sup>(注1)</sup> を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 雇入費用の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

## 第8条（保険金の請求）

- (1) 被保険者または保険金を受け取るべき者がホームヘルパー費用保険金の支払を受けようとする場合、当社に対してホームヘルパー費用保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対するホームヘルパー費用保険金請求権は、被保険者が雇入費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき者がホームヘルパー費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第18条（保険金の請求）(3)に掲げる入院保険金請求の場合の証拠または書類および次に掲げる証拠または書類のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

### 保険金請求に必要な書類または証拠

#### 雇入費用の支出を証明する書類

- (4) 被保険者にホームヘルパー費用保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ホームヘルパー費用保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人としてホームヘルパー費用保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(注)</sup>
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者にホームヘルパー費用保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者にホームヘルパー費用保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者<sup>(注)</sup>または②以外の3親等内の親族
- (5) (4)の規定による被保険者の代理人からのホームヘルパー費用保険金の請求に対して、当社がホームヘルパー費用保険金を支払った後に、重複してホームヘルパー費用保険金の請求を受けたとしても、当社は、ホームヘルパー費用保険金を支払った後、

ルパー費用保険金を支払いません。

- (6) 当社は、事故の内容または雇入費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いてホームヘルパー費用保険金を支払います。
- (8) ホームヘルパー費用保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

## 第9条（保険金を支払うために必要な確認事項）

当社がホームヘルパー費用保険金を支払うために必要な確認事項は、普通保険約款基本条項第19条（保険金の支払）(1)に規定するほか、次の事項とします。

他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべきホームヘルパー費用保険金の額を確定するために確認が必要な事項

## 第10条（代位）

- (1) 雇入費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権<sup>(注)</sup>を取得した場合において、当社がその雇入費用に対してホームヘルパー費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が雇入費用の全額をホームヘルパー費用保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、ホームヘルパー費用保険金が支払われていない雇入費用を差し引いた額

- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

## 第11条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款基本条項第12条（被保険者による保険契約の解約請求）および同条項第13条（本人である被保険者に係る部分の解約・解除の特則）の規定は適用しません。

## 第12条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 「用語の説明」の危険の説明および基本条項第11条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(1)①の規定中「傷害」とあるのは「雇入費用」
- ② 基本条項第2条（保険料の払込方法）(2)の規定中「生じた事故による傷害に対しては、保険金」とあるのは「生じた事故による傷害によって負担した雇入費用に対しては、ホームヘルパー費用保険金」
- ③ 基本条項第3条（保険責任のおよぶ地域）の規定中「被った傷害」とあるのは「発生した事故を原因として負担した雇入費用」
- ④ 基本条項第4条（告知義務）(3)③の規定中「補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の事故が発生する前に」
- ⑤ 基本条項第4条(4)の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「雇入費用の原因となる事故の発生した後」
- ⑥ 基本条項第4条(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「発生した事故を原因として発生した雇入費用」
- ⑦ 基本条項第11条(3)の規定中「傷害<sup>(注3)</sup>の発生した後」とあるのは「雇入費用の原因となる事故<sup>(注3)</sup>の発生した後」、「発生した傷害<sup>(注3)</sup>」とあるのは「発生した事故<sup>(注3)</sup>を原因として発生した雇入費用」、同条(注3)の規定中「傷害」とあるのは「事故」
- ⑧ 基本条項第16条（追加保険料領収前の事故）(1)および(2)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発生した事故を原因として発生した雇入費用」
- ⑨ 基本条項第18条（保険金の請求）(3)⑫の規定中「第9条（保険金の支払）(1)」とあるのは「第9条（保険金の支払）(1)およびこの特約第9条（保険金を支払うために必要な確認事項）」
- ⑩ 基本条項第19条（保険金の支払）(1)①の規定中「傷害発生の有無」とあるのは、「雇入費用発生の有無」、同条(1)③の規定中「傷害の程度」とあるのは「雇入費用の額」、「事故と傷害との関係」とあるのは「事故と雇入費用との関係」、同条(2)④および⑤の規定中「(1)①から④までの事項」とあるのは「(1)①から④までの事項またはこの特約第9条（保険金を支払うために必要な確認事項）の事項」、同条(注1)の規定中「第18条（保険金の請求）(3)および(4)の規定による手続」とあるのは「この特約第8条（保険金の請求）(3)および(4)の規定による手続」

## 第13条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

# (18) ホールインワン・アルバトロス費用 補償特約

## 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
アルバトロス	各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でホールがホール（球孔）に入ることをいいます。ただし、

	ホールインワンの場合を除きます。
公式競技	ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催もしくは後援する公式競技をいいます。
ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し <sup>(注)</sup> 、基準打数(パー)35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 (注)他の競技者1名以上と同伴し 公式競技の場合は、この要件は適用しません。
ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目のいかんを問わず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場に対する記念植樹費用	ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。
ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
祝賀会に要する費用	ホールインワンまたはアルバトロス達成の祝賀会に要する費用をいいます。
贈呈用記念品購入費用	ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
同伴キャディ	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
同伴キャディに対する祝儀	同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
同伴競技者	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に、被保険者と同一組で競技していた者をいいます。
被保険者	この特約により補償を受ける者であって、普通保険約款補償条項第2条(被保険者)に規定する本人とします。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
保険金額	この特約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
ホールインワン	各ホールの第1打によってボールが直接ホール(球孔)に入ることをいいます。
目撃	① ホールインワンの場合 被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ったことをその場で確認すること

をいいます。

② アルバトロスの場合

被保険者が基準打数より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール（球孔）に入ったことをその場で確認することをいいます。

## 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険証券にこの特約の保険金額が記載されている場合に付帯されます。

## 第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中に(2)または(3)に規定するいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に限り、慣習として次の費用（以下この特約において「慣習費用」といいます。）を支出することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額を限度に、この特約および普通保険約款の規定に従い、ホールインワン・アルバトロス費用保険金を支払います。
- ① 贈呈用記念品購入費用。ただし、次の購入費用を除きます。
- ア. 貨幣、紙幣
  - イ. 有価証券
  - ウ. 商品券等の物品切手
  - エ. プリペイドカード<sup>(注1)</sup>
- ② ホールインワンまたはアルバトロス達成の祝賀会に要する費用
- ③ ホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に対する記念植樹費用
- ④ 同伴キャディに対する祝儀
- ⑤ ①から④まで以外のその他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用。ただし、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額の10%を限度とします。
- (2) 次に掲げる者の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス
- ① 同伴競技者
  - ② 同伴競技者以外の第三者
- ただし、公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、上記①または②に掲げる者のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。
- (3) 達成証明資料<sup>(注2)</sup>によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス
- (注1) プリペイドカード  
被保険者がホールインワン・アルバトロス達成を記念して特に作成したものを除きます。
- (注2) 達成証明資料  
記録媒体に記録された映像等をいいます。

## 第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のホールインワンまたはアルバトロスについては、ホールインワン・アルバトロス費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、被保険者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- ② 被保険者がゴルフ場の使用人<sup>(注)</sup>である場合、被保険者が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

(注) 使用人

臨時雇いを含みます。

## 第4条（保険金額の自動復元）

当社がホールインワン・アルバトロス費用保険金を支払った場合においても、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額は減額しません。

## 第5条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条（保険金を支払う場合）に定めるホールインワンまたはアルバトロスを達成したことを知ったときは、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いてホールインワン・アルバトロス費用保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。 ア. ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日時、場所、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した状況 イ. ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日時、場所、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した状況について証人となる者がある場合は、その住所および氏名または名称	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社はそれによって当社が被った損害の額を差し引いてホールインワン・アルバトロス費用保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求 <sup>(注1)</sup> をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求 <sup>(注1)</sup> をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いてホールインワン・アルバトロス費用保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求 <sup>(注1)</sup> を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いてホールインワン・アルバトロス費用保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求 <sup>(注1)</sup> についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知す	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、

ること。	当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いてホールインワン・アルバトロス費用保険金を支払います。
⑥ 他の保険契約等の有無および内容 <sup>(注2)</sup> について遅滞なく当社に通知すること。	
⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)②の事項について事実と異なることを告げた場合または(1)⑦の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いてホールインワン・アルバトロス費用保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

## 第6条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合には、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 <sup>(注1)</sup>
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	最高支払責任額 <sup>(注2)</sup> から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 <sup>(注1)</sup> を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 最高支払責任額

支払責任額のうち、最も高額のものをいいます。

## 第7条（保険金の請求）

- 被保険者または保険金を受け取るべき者がホールインワン・アルバトロス費用保険金の支払を受けようとする場合、当社に対してホールインワン・アルバトロス費用保険金の支払を請求しなければなりません。
- 当社に対するホールインワン・アルバトロス費用保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の規定により被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- 被保険者または保険金を受け取るべき者がホールインワン・アルバトロス費用保険金の支払を請求する場合は、次の①から④までの書類または証拠のすべて<sup>(注1)</sup>および⑤から⑧までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 同伴競技者が署名または記名捺印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
② 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する

者が記名捺印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書

③ 次のいずれかの書類

ア. 第2条（保険金を支払う場合）（2）に規定する同伴競技者以外の第三者（複数名存在する場合にはいずれかの者）が署名または記名捺印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書

イ. 第2条（3）に規定する達成証明資料<sup>（注2）</sup>

④ 慣習費用の支払を証明する領収書

⑤ 保険金請求書

⑥ 被保険者の印鑑証明書

⑦ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

⑧ その他当社が第8条（保険金を支払うために必要な確認事項）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(4)被保険者にホールインワン・アルバトロス費用保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ホールインワン・アルバトロス費用保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人としてホールインワン・アルバトロス費用保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>（注3）</sup>

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者にホールインワン・アルバトロス費用保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者にホールインワン・アルバトロス費用保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者<sup>（注3）</sup>または②以外の3親等内の親族

(5)(4)の規定による被保険者の代理人からのホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に対して、当社がホールインワン・アルバトロス費用保険金を支払った後に、重複してホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求を受けたとしても、当社は、ホールインワン・アルバトロス費用保険金を支払いません。

(6)当社は、事故の内容、損害の額または費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(7)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いてホールインワン・アルバトロス費用保険金を支払います。

(8)ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注1) ①から④までの書類または証拠のすべて

公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、②および④の書類のほか、①または③に規定する書類のいずれか一方の書類を提出すれば足りります。

(注2) 達成証明資料

ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等をいいます。

(注3) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

## 第8条（保険金を支払うために必要な確認事項）

当社がホールインワン・アルバトロス費用保険金を支払うために必要な確認事項は、普通保険約款基本条項第19条（保険金の支払）（1）に規定するほか、次の事項とします。

他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべきホールインワン・アルバトロス費用保険金の額を確定するために確認が必要な事項

## 第9条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権<sup>(注)</sup>を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額をホールインワン・アルバトロス費用保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、ホールインワン・アルバトロス費用保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

## 第10条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款基本条項第12条（被保険者による保険契約の解約請求）および同条項第13条（本人である被保険者に係る部分の解約・解除の特則）の規定は適用しません。

## 第11条（普通保険約款の読み替え等）

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 「用語の説明」の危険の説明および基本条項第11条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(1)①の規定中「傷害」とあるのは「費用」
- ② 基本条項第2条（保険料の払込方法）(2)の規定中「生じた事故による傷害に対しては、保険金」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）に定めるホールインワンまたはアルバトロスを達成したことによる費用に対しては、ホールインワン・アルバトロス費用保険金」
- ③ 基本条項第4条（告知義務）(3)③の規定中「補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の事故によって傷害を被る前」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）に定めるホールインワンまたはアルバトロスを達成する前」
- ④ 基本条項第4条(4)の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）に定めるホールインワンまたはアルバトロスを達成した後」

- ⑤ 基本条項第4条(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）に定めるホールインワンまたはアルバトロスを達成したことによる費用」
- ⑥ 基本条項第16条（追加保険料領収前の事故）(1)および(2)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）に定めるホールインワンまたはアルバトロスを達成したことによる費用」
- ⑦ 基本条項第19条（保険金の支払）(1)①の規定中「傷害発生の有無」とあるのは、「費用発生の有無」、同条(1)③の規定中「傷害の程度」とあるのは「費用の額」、「事故と傷害との関係」とあるのは「事故と費用との関係」、同条(2)④および⑤の規定中「(1)①から④までの事項」とあるのは「(1)①から④までの事項またはこの特約第8条（保険金を支払うために必要な確認事項）の事項」、同条（注1）の規定中「第18条（保険金の請求）(3)および(4)の規定による手続」とあるのは「この特約第7条（保険金の請求）(3)および(4)の規定による手続」
- (2)普通保険約款基本条項第11条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

- 「
- (3)(1)または(2)の規定による解除がこの特約第2条（保険金を支払う場合）に定めるホールインワンまたはアルバトロスを達成した後になされた場合であっても、第14条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①から④までの事由が生じた時以後にこの特約第2条に定めるホールインワンまたはアルバトロスを達成したことによる費用に対しては、当社は、ホールインワン・アルバトロス費用保険金を支払いません。この場合において、既にホールインワン・アルバトロス費用保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4)保険契約者または被保険者が(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③ア、からウ、までまたはオ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた費用については適用しません。
- 」

## 第12条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

# (19) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

## 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

## 第2条（普通保険約款の読み替え）

- (1)当社は、この特約により、普通保険約款補償条項第3条（保険金を支払わない場合）(1)⑩の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- 「
- ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、テロ行為<sup>(注)</sup>を除きます。

(注) テロ行為

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(2)当社は、この保険契約に付帯された他の特約に、(1)と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

### 第3条 (この特約の解除)

第2条(普通保険約款の読み替え)(1)により読み替えた普通保険約款補償条項第3条(保険金を支払わない場合)(1)⑩ただし書きの危険が著しく増加し、この特約の引受範囲<sup>(注)</sup>を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による48時間以前の予告をもって、この特約を解除することができます。

(注) 引受範囲

この特約を引き受けられる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

### 第4条 (特約解除の効力)

第3条(この特約の解除)の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

### 第5条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

## 3. 被保険者の範囲に関する特約

### (20) 被保険者の範囲に関する特約(親権者補償用)

#### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
被保険者	この特約により補償を受ける者をいいます。

### 第1条 (この特約の付帯条件)

この特約は、この保険契約に日常生活賠償特約または受託物賠償責任補償特約が付帯されている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに付帯されます。

### 第2条 (被保険者)

(1)当社は、この特約により、日常生活賠償特約第3条(被保険者の範囲)(1)および(2)ならびに受託物賠償責任補償特約第3条(被保険者の範囲)(1)および(2)の規定にかかわらず、日常生活賠償特約および受託物賠償責任補償特約における被保険者を次のいずれかに該当する者とします。

① 本人

- ② 本人の親権者およびその他の法定の監督義務者
- ③ 本人の配偶者
- ④ 次に掲げるいずれかの者と同居の本人またはその配偶者の親族
  - ア. 本人
  - イ. 本人の親権者
  - ウ. 本人の配偶者
- ⑤ ④ア. からウ. までに掲げる者と別居の本人またはその配偶者の未婚の子
- ⑥ ①および③から⑤までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者<sup>(注1)</sup>。ただし、その責任無能力者に関する事故<sup>(注3)</sup>に限ります。

(2)(1)における同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(注1) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者  
責任無能力者の親族<sup>(注2)</sup>に限ります。

(注2) 親族  
6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

(注3) 事故  
日常生活賠償特約の場合は日常生活賠償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②の事故、受託物賠償責任補償特約の場合は受託物賠償責任補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の事故をいいます。

### 第3条（普通保険約款の読み替え等）

当社は、この特約により、日常生活賠償特約第19条（普通保険約款の読み替え等）(2)および受託物賠償責任補償特約第15条（普通保険約款の読み替え等）(2)の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第11条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(2)および(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

(2)当社は、被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約<sup>(注2)</sup>を解除することができます。

(3)(1)または(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)の事由が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、日常生活賠償保険金および受託物賠償責任保険金を支払いません。この場合において、既に日常生活賠償保険金または受託物賠償責任保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4)保険契約者または被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注2) 保険契約  
その被保険者に係る部分に限ります。

」

## 第4条（日常生活賠償特約および受託物賠償責任補償特約の読み替え）

- (1)この特約については、日常生活賠償特約第4条（保険金を支払わない場合）(3)の規定中「第3条（被保険者の範囲）(1)⑤に規定する者」とあるのは「この特約第2条（被保険者）(1)⑥に規定する者」と読み替えて適用します。
- (2)この特約については、受託物賠償責任補償特約第4条（受託物の範囲）(2)および第5条（保険金を支払わない場合）(3)の規定中「第3条（被保険者の範囲）(1)⑤に規定する者」とあるのは「この特約第2条（被保険者）(1)⑥に規定する者」と読み替えて適用します。

## 第5条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、日常生活賠償特約および受託物賠償責任補償特約の規定を準用します。

# 4. 保険料に関する特約

## （21）保険料一般分割払特約（猶予期間延長用）

### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集美することをいいます。
次回追加保険料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。
次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。
追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書に記載された金額をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。

未払込分割保険料	保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいい、追加保険料がある場合は、追加保険料の総額および保険料総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。
----------	---

## 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに付帯されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険期間が1年であること。

## 第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

(2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

(3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の保険料払込期日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

## 第3条（保険料領収前の事故）

(1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当社は、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の第1回分割保険料の払込みを怠り、この保険契約の始期日から、第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が生じていた場合
- ② この保険契約の第1回分割保険料の払込みを怠り、この保険契約の始期日から、第1回分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合

(2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、当社は、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が生じていた場合
- ② この保険契約の第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を

払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、その分割保険料の保険料払込期日の翌日以後、その分割保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合

- (3)(2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定<sup>(注)</sup>が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) この規定

第5条（追加保険料領収前の事故）(3)③の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

#### 第4条（追加保険料の払込方法）

- (1)普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、次のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款基本条項第15条(1)①に定めるところに従い請求した追加保険料	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。
② 普通保険約款基本条項第15条(1)②に定めるところに従い請求した追加保険料	

- (2)(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

- (3)第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

#### 第5条（追加保険料領収前の事故）

- (1)第4条（追加保険料の払込方法）(1)①の追加保険料を請求する場合において、普通保険約款基本条項第10条（当社による保険契約の解除）の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由またはその原因が生じていた場合は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (2)第4条（追加保険料の払込方法）(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、次のいずれかに該当するときは、当社は、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払います。
- ① この保険契約の追加保険料の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠った場合で、変更日から追加保険料領収までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が生じていたとき。
  - ② この保険契約の追加保険料の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠った場合で、変更日から追加保険料領収までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていたとき。
- (3)追加保険料が第4条（追加保険料の払込方法）(2)の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。
- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、(1)および(2)の規定を適用します。
  - ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に発生したこの保険契約で定める保険金支払事由または保険金支払事由の原因に対しては、保険金を支払いません。
  - ③ ②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定<sup>(注)</sup>が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) この規定

第3条（保険料領収前の事故）(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

## 第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

保険料の払込みを完了する前に、被保険者全員について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料のうち死亡保険金を支払うべき事由に対応する保険料の全額を一括して払い込まなければなりません。

## 第7条（当社による保険契約の解除）

- (1)当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険料払込期日<sup>(注1)</sup>の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日<sup>(注1)</sup>に払い込まれるべき分割保険料<sup>(注2)</sup>の払込みがない場合
  - ② 保険料払込期日<sup>(注1)</sup>までに、その保険料払込期日<sup>(注1)</sup>に払い込まれるべき分割保険料<sup>(注2)</sup>の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日<sup>(注3)</sup>までに、次回保険料払込期日<sup>(注3)</sup>に払い込まれるべき分割保険料<sup>(注2)</sup>の払込みがない場合
- (2)(1)の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

- ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料<sup>(注2)</sup>を払い込むべき保険料払込期日<sup>(注1)</sup>または満期日のいずれか早い日
- ② (1)②による解除の場合は、次回保険料払込期日<sup>(注3)</sup>または満期日のいずれか早い日
- (3)(1)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した既経過期間に対応する保険料は返還しません。
- (注1) 保険料払込期日  
第4条(追加保険料の払込方法)(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。
- (注2) 分割保険料  
第4条(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。
- (注3) 次回保険料払込期日  
第4条(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を含みます。

## 第8条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## (22) 保険料クレジットカード払特約

### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭であって、普通保険約款基本条項第15条(保険料の返還または追加保険料の請求)(1)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、追加保険料を含みます。

## 第1条 (この特約の付帯条件)

この特約は、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受ける場合に付帯されます。

## 第2条 (保険料の払込方法)

保険契約者は、この特約により保険料をクレジットカードによって払い込むことができるものとします。

## 第3条 (保険料領収前の事故)

- (1) 第2条(保険料の払込方法)の規定により保険契約者がクレジットカードによって保険料を払い込む場合、当社は、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時<sup>(注)</sup>

以後、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前または追加保険料領収前に生じた保険金支払事由または保険金支払事由の原因の取扱いに関する規定を適用しません。

(2)当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合。

ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。

② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

(注) クレジットカードによる保険料の払込みを承認した時

保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

#### 第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

(1)第3条（保険料領収前の事故）(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。

(2)保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条（保険料領収前の事故）(1)の規定を適用します。

#### 第5条（保険料返還等の特則）

(1)この保険の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定に定める保険料の返還または追加保険料の請求の取扱いに関する規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(2)の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。

(2)この保険契約に積立型基本特約（以下「基本特約」といいます。）が付帯された場合には、(1)の規定は適用せず、次のいずれかに該当するときは、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認した後に返還、支払または貸付を行います。ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(2)の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還、支払または貸付を行います。

① 基本特約または他の特約の規定により当社が保険料を返還する場合

② 基本特約の規定により当社が返還保険料を支払う場合

③ 基本特約の規定により当社が契約者貸付を行う場合

④ 基本特約の規定により当社が満期返れい金または契約者配当金を支払う場合

## 第6条（当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険契約者が第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(2)の保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第7条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

# （23）初回保険料口座振替特約

## 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集美することをいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。

## 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに付帯されます。

- ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと。
  - ア. この保険契約の締結および保険契約者から当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出が、始期日の属する月の前月末日までになされること。
  - イ. 保険契約者が、この保険契約の申込みおよび当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出を当社所定の連絡先に行うこと。

## 第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料払込期日に、口座振替によって初回保険料を払い込むことができます。
- (2) (1)の場合、保険契約者は、保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (3) 保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、保険料払込期日に初回保険料の払込みがあったものとみなします。

### 第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険金支払事由または保険金支払事由の原因の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合で、次のいずれかに該当するときには、当社は、保険金を支払いません。
  - ① この保険契約の始期日から、初回保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が生じていた場合
  - ② この保険契約の始期日から、初回保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合
  - ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約の始期日から、その保険契約の初回保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合
- (4) (3)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、保険料が分割して払い込まれるときは、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。

### 第4条（保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者が初回保険料の払込み前に生じたこの保険契約で定める保険金支払事由に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約で定める保険金支払事由の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその保険金支払事由に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

### 第5条（当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定は、この保険契約に付帯された保険料を分割して払い込むことを定める特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3) (1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## （24）初回追加保険料口座振替特約

### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。
追加保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書に記載された金額をいいます。

## 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに付帯されます。

- ① この保険契約の保険料払込方法が口座振替による場合であること。
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと。

ア. 保険証券または保険申込書の記載事項の変更が保険期間が始まる時までに生じたことにより、保険契約者または被保険者が訂正の申出または契約条件変更の申出を行った場合であって、始期日を変更日として保険契約内容の変更が行われること。

イ. ア. 以外の場合であって、保険契約者または被保険者が、訂正の申出または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行うこと。

## 第2条（追加保険料の払込方法）

- (1) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料払込期日に、口座振替によって初回追加保険料を払い込むことができます。
- (2) (1)の場合、保険契約者は、追加保険料払込期日の前日までに初回追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (3) 追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、

追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。

- (4) 保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)②に定める通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。

### 第3条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回追加保険料を払い込んだ場合には、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める追加保険料領収前に生じた保険金支払事由または保険金支払事由の原因の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)①の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、この保険契約に付帯される他の特約で別に定める場合を除き、当社は、初回追加保険料領収までの間に生じた保険金支払事由または保険金支払事由の原因に対しては、保険金を支払いません。
- (4) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)②の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に生じた保険金支払事由または保険金支払事由の原因に対しては、契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払います。
- (5) (3)および(4)の規定にかかわらず、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、追加保険料が分割して払い込まれるときは、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定<sup>(注)</sup>が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) この規定

この保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

### 第4条（追加保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（追加保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約で定める保険金支払事由の発生の日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社

が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその保険金支払事由に対して保険金を支払います。

- (3)(2)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、次表に定める保険金の額の返還を請求することができます。

追加保険料の種類	返還を請求できる保険金の額
① 追加保険料が普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)①の規定により請求したものである場合	保険金支払事由に対して既に支払った保険金の全額
② 追加保険料が普通保険約款基本条項第15条(1)②の規定により請求したものである場合	次の算式により算出される額 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">                     保険金支払事由に対して既に支払った保険金の額                 </div> <div style="margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     第3条（追加保険料領収前の事故）(4)の保険金の額                 </div> </div>

## 第5条（当社による保険契約の解除）

- (1)当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)(1)の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

# （25）初回保険料払込取扱票・請求書払特約

## 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。
保険料払込期日	始期日の属する月の翌月末日をいいます。

## 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険契約者が、この保険契約の申込みを当社所定の連絡先に行う場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに付帯されます。

## 第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回保険料を払い込むことができます。
- ① 保険料払込期日までに、保険契約締結後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
  - ② 保険料払込期日までに、①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2) (1)①により初回保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回保険料の払込みがあったものとみなします。

## 第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険料払込期日までに初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険金支払事由または保険金支払事由の原因の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当する場合は、当社は、保険期間が始まった後でも保険金を支払いません。
- ① この保険契約の初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、この保険契約の始期日から、初回保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由が生じていた場合
  - ② この保険契約の初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、この保険契約の始期日から、初回保険料を領収した時までの間にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合

## 第4条（保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約で定める保険金支払事由の発生日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその保険金支払事由に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

## 第5条（当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定は、この保険契約に付帯された保険料を分割して払い込むことを定める特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。

(3)(1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第6条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

# （26）初回追加保険料払込取扱票・請求書 払特約

## 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。
追加保険料払込期日	変更確認書記載の追加保険料払込期日をいいます。
払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。

## 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険契約者または被保険者が、訂正の申出または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行う場合で、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに付帯されます。

## 第2条（追加保険料の払込方法）

- (1) 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回追加保険料を払い込むことができます。
- ① 追加保険料払込期日までに、訂正の申出の承認または契約条件変更の申出の承認後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
  - ② 追加保険料払込期日までに、①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2)(1)①により初回追加保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が追加保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)②に定める通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。

## 第3条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初

回追加保険料を払い込んだ場合には、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める追加保険料領収前に生じた保険金支払事由または保険金支払事由の原因の取扱いに関する規定を適用しません。

- (3)(2)の規定にかかわらず、保険契約者が普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)①の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、この保険契約に付帯される他の特約で別に定める場合を除き、当社は、初回追加保険料領収までの間に生じた保険金支払事由または保険金支払事由の原因に対しては、保険金を支払いません。
- (4)(2)の規定にかかわらず、保険契約者が普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)②の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に生じた保険金支払事由または保険金支払事由の原因に対しては、契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払います。

#### 第4条（追加保険料領収前の保険金支払）

- (1)第3条（追加保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2)(1)の規定にかかわらず、この保険契約で定める保険金支払事由の発生日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその保険金支払事由に対して保険金を支払います。
- (3)(2)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、次表に定める保険金の額の返還を請求することができます。

追加保険料の種類	返還を請求できる保険金の額
① 追加保険料が普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または追加保険料の請求）(1)①の規定により請求したものである場合	保険金支払事由に対して既に支払った保険金の全額
② 追加保険料が普通保険約款基本条項第15条(1)②の規定により請求したものである場合	次の算式により算出される額 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">                     保険金支払事由に対して既に支払った保険金の額                 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">                     第3条（追加保険料領収前の事故）(4)の保険金の額                 </div> </div>

#### 第5条（当社による保険契約の解除）

- (1)当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)(1)の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

# 5. その他の特約

## （27）企業等の災害補償規定等特約

### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
企業等	保険契約者または保険契約者以外で被保険者と雇用関係等一定の関係にある企業等をいいます。
災害補償規定等	企業等が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行う旨を定めた規定をいいます。
受給者	災害補償規定等の受給者をいいます。
普通保険約款等	この特約が付帯された普通保険約款または特約をいいます。

## 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

## 第2条（死亡保険金の支払）

- (1) 当社は、普通保険約款等の規定にかかわらず、企業等を死亡保険金受取人とします。
- (2) 当社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定に従います。ただし、次に掲げる金額<sup>(注1)</sup>を限度とします。
  - ① 保険金の請求書類が第3条（保険金の請求）①の場合  
遺族補償額<sup>(注2)</sup>の範囲内で、受給者が了知している保険金の請求額
  - ② 保険金の請求書類が第3条②の場合  
受給者が企業等から受領した金銭の額
  - ③ 保険金の請求書類が第3条③の場合  
企業等が受給者へ支払った金銭の額
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、企業等が第3条（保険金の請求）の書類を提出できない場合には、当社は被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (4) (3)において当社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定に従います。ただし、遺族補償額<sup>(注3)</sup>を限度とします。

(注1) 次に掲げる金額

災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約または共済契約があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約または共済契約によって支払われた金額を控除した残額とします。

(注2) 遺族補償額

災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいいます。

(注3) 遺族補償額

災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約または共済契約があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約または共済契約

によって支払われた金額を控除した残額とします。

### 第3条（保険金の請求）

企業等が死亡保険金の支払を受けようとする場合は、普通保険約款等に定められた書類のほか、次に掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。

- ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
- ② 受給者が企業等から金銭を受領したことを証する書類
- ③ 企業等が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

### 第4条（保険料の返還）

第2条（死亡保険金の支払）(2)ただし書きまたは同条(4)ただし書きにより死亡保険金の支払額を減額する場合には、既に払い込まれた保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

## （28）企業等の傷害保険金受取に関する特約

### 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

### 第2条（保険金の支払先）

- (1)当社は、この特約により、普通保険約款補償条項第5条（後遺障害保険金の支払）から第7条（通院保険金の支払）までの規定にかかわらず、普通保険約款およびこれに付帯する特約に基づいて支払われる保険金についても死亡保険金受取人に支払います。
- (2)当社は、この特約により、この特約が付帯された保険契約に被保険者が傷害または損害を被ったことを直接の原因として保険金を支払う他の特約が付帯されているときは、付帯されている他の特約の規定にかかわらず、他の特約に基づいて支払われる下欄記載の保険金についても死亡保険金受取人に支払います。

該当の保険金はありません

### 第3条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款基本条項第22条（死亡保険金受取人の変更）(10)の規定は適用しません。

### 第4条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

## （29）自動継続特約

### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」

による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
継続契約	この特約により、保険契約が継続される場合における継続後の契約をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証をいいます。
口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
保険料払込期日	継続契約の始期日をいいます。

## 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

## 第2条（適用契約の範囲）

この特約は、当社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

## 第3条（保険契約の継続）

- (1) この保険契約の満期日の属する月の前月の10日までに、当社または保険契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合には、この特約に定めるところにより、この保険契約は継続されるものとします。以後毎回同様とします。
- (2) (1)の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当社は、継続証等を保険契約者に交付します。

## 第4条（継続契約の内容）

- (1) この保険契約は、(2)および第9条（継続契約に適用される制度、料率等）に定める場合を除き、この保険契約の満期日の内容と同一の内容で継続<sup>(注)</sup>されるものとします。
- (2) この保険契約に初回保険料口座振替特約が付帯されていない場合であっても、保険契約者が継続契約の保険料を口座振替の方法により払い込むときは、継続契約には同特約を付帯するものとします。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、継続時に、当社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は継続されません。ただし、保険契約者からの別段の意思表示がない限り、当社は、この特約の規定に準じて、他の保険契約により継続することがあります。

(注) 同一の内容で継続

継続契約には、この保険契約に付帯される特約が適用されるものとします。

## 第5条（継続契約の払込方法）

保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者は、継続契約の保険料を保険料払込期日までに払い込むものとします。

## 第6条（継続契約の保険料領収前の事故）

- (1) 保険料払込期日までに継続契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続契約の保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに継続契約の保険料を払い込んだ場合には、この継続契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収までの間に生じた保険金支

払事由または保険金支払事由の原因の取扱いに関する規定を適用しません。

(3) 保険契約者が、(2)の規定にかかわらず、継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠ったことにより、次のいずれかに該当する場合は、当社は、保険金を支払いません。

- ① 継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、保険料払込期日の翌日以後、継続契約の保険料を領収した時までの間に継続契約で定める保険金支払事由が生じていた場合
- ② 継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、保険料払込期日の翌日以後、継続契約の保険料を領収した時までの間に継続契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合
- ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した契約のいずれかの保険契約における保険料について、その保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠り、保険料払込期日の翌日以後、その保険料を領収した時までの間にこの継続契約で定める保険金支払事由の原因が生じていた場合

## 第7条（継続契約の保険料領収前の保険金支払）

第6条（継続契約の保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は継続契約の保険料を当社に払い込まなければなりません。

## 第8条（当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、継続契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除は、継続契約の始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第9条（継続契約に適用される制度、料率等）

当社が、制度または料率等<sup>(注)</sup>を改定した場合において、制度または料率等<sup>(注)</sup>が改定された日以後に第3条（保険契約の継続）の規定によりこの保険契約が継続されるときは、継続契約に対しては、その始期日における制度または料率等<sup>(注)</sup>が適用されるものとします。

(注) 制度または料率等

普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。

## 第10条（継続契約の告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、この保険契約の継続の際、告知事項<sup>(注)</sup>に変更があった場合は、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) (1)に定める告知については、普通保険約款およびこれに付帯される特約の告知義務に関する規定を適用します。

(注) 告知事項

普通保険約款に定める告知事項をいい、当社が継続前に送付する書面等によって確認する事項をいいます。

## 第11条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、第3条（保険契約の継続）（1）の規定によりこの保険契約が継続される場合、普通保険約款基本条項第25条（契約内容の登録）（1）の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続する際」と読み替えて適用します。

## 第12条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

# （30）通信販売特約

## 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
契約意思の表示	保険契約申込みの意思を表示することをいいます。
通知書	保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法等を記載したものをいいます。
電子データメッセージ	保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法等を明示したものをいいます。
保険申込者	当社に対して保険契約の申込みをしようとする者をいいます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭で、保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。

## 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険申込者が第2条（保険契約の申込みおよび引受け）に定める方法により保険契約の申込みを行う場合に付帯されます。

## 第2条（保険契約の申込みおよび引受け）

保険申込者は、次表「保険契約の申込み」のいずれかに該当する方法により保険契約の申込みを行い、当社は、次表「保険契約の引受け」の方法により引受けを行うものとします。

保険契約の申込み	保険契約の引受け
① 保険申込者が保険申込書に所要の事項を記載し、当社に送付するものとします。	当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書を保険契約者に送付するものとします。
② 保険申込者が電話、情報処理機器等の通信手段 <sup>(注)</sup> を媒介とし、当社に対し契約意思の表示をするものとします。	当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書および保険申込書を保険契約者に送付するものとします。この場合、保険契約者は保険申込書に所要の事項を記載し、所定の期間内

	に当社へ返送しなければなりません。
③ 保険申込者がインターネットを媒介とし、インターネット上に明示された契約情報に基づき、当社に対し契約意思の表示をするものとします。	当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、電子データメッセージを保険契約者に送信するものとします。

(注) 通信手段

インターネットを除きます。

### 第3条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、次に定める通知に従い、保険料を払い込まなければなりません。
- ① 第2条（保険契約の申込みおよび引受け）①の方法により保険契約の申込みを行う場合は、同条①に定める通知書による通知
  - ② 第2条②の方法により保険契約の申込みを行う場合は、同条②に定める通知書による通知
  - ③ 第2条③の方法により保険契約の申込みを行う場合は、同条③に定める電子データメッセージによる通知
- (2) (1)の場合、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める「保険契約締結と同時に保険料を払い込む」旨の規定を適用しません。

### 第4条（当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、第2条（保険契約の申込みおよび引受け）②の保険申込書が所定の期間内に当社に返送されない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当社は、第3条（保険料の払込方法）(1)の通知に記載された保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面または電子メールによる通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)および(2)の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってのみその効力を生じます。

### 第5条（この特約による当社への通知方法）

保険契約者または被保険者が、訂正の申出または契約条件変更の申出を行う場合は、書面または電話、情報処理機器等の通信手段によって行うものとします。

### 第6条（死亡保険金受取人の変更）

情報処理機器等の通信手段を媒介とする意思表示による申込みを行う場合は、普通保険約款基本条項第22条（死亡保険金受取人の変更）の規定にかかわらず、この保険契約では、保険契約者は、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外に変更することはできません。

### 第7条（普通保険約款との関係）

この特約については、普通保険約款基本条項第4条（告知義務）(1)の規定中「保険申込書の記載事項」とあるのは「保険契約の申込みを行った際に申し出る事項」と読み替えて適用します。

### 第8条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎ

り、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

## **(31) 保険証券の発行に関する特約**

### **第1条（この特約の付帯条件）**

この特約は、保険契約締結の際に、当社と保険契約者との間に、保険証券を発行しないことについての合意がある場合に付帯されます。

### **第2条（保険証券の不発行）**

- (1) 当社は、この特約により、この保険契約の保険証券を発行しません。
- (2) 当社は、この保険契約の保険契約内容として電磁的方法により提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

### **第3条（準用規定）**

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

# 第5部

---

## その他のお取扱い について

---

返還保険料のお取扱いなど、普通保険約款・特約について補足する事項がありますので、普通保険約款・特約とともに内容をご確認ください。

- 返還保険料のお取扱いについて

# 返還保険料のお取扱いについて

「用語のご説明」

用語		説明																														
解約	保険契約者からの解約	保険契約者からのお申出によるご契約の解約をいいます。 (増額更改および同額更改のための全部解約を除きます)																														
	被保険者からの解約	普通保険約款またはご契約にセットされる特約の規定に基づく被保険者からのお申出によるご契約の解約をいいます。																														
	中途更改	保険契約者からのお申出によるご契約の解約であって、その解約日を始期日として、現在のご契約と同一の保険契約者による新しいご契約を締結いただく場合をいいます。																														
	増額更改	保険契約者からのお申出によるご契約の解約であって、その解約日を始期日として、現在のご契約と同一の保険種類で同一条件以上の新しいご契約を締結いただく場合をいいます。																														
	同額更改	保険契約者からのお申出によるご契約の解約であって、その解約日を始期日として、現在のご契約と同一の被保険者について現在のご契約と同一の保険種類で同一保険金額・保険金日額、同一条件の新しいご契約を締結いただく場合をいいます。																														
	減額更改	増額更改および同額更改に該当しない中途更改をいいます。																														
解除		当社が、普通保険約款またはご契約にセットされる特約の規定により行うご契約の解除をいいます。																														
無効		保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。																														
失効		この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。																														
料率	短期率	<p>期間に応じて定める次の割合をいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td>期間</td> <td>7日まで</td> <td>15日まで</td> <td>1か月まで</td> <td>2か月まで</td> <td>3か月まで</td> <td>4か月まで</td> <td>5か月まで</td> <td>6か月まで</td> <td>7か月まで</td> <td>8か月まで</td> <td>9か月まで</td> <td>10か月まで</td> <td>11か月まで</td> <td>1年まで</td> </tr> <tr> <td>短期率</td> <td>10%</td> <td>15%</td> <td>25%</td> <td>35%</td> <td>45%</td> <td>55%</td> <td>65%</td> <td>70%</td> <td>75%</td> <td>80%</td> <td>85%</td> <td>90%</td> <td>95%</td> <td>100%</td> </tr> </table>	期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで	短期率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%
	期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで																	
	短期率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%																	
月割	<p>期間に応じて定める次の割合をいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td>期間</td> <td>1か月まで</td> <td>2か月まで</td> <td>3か月まで</td> <td>4か月まで</td> <td>5か月まで</td> <td>6か月まで</td> <td>7か月まで</td> <td>8か月まで</td> <td>9か月まで</td> <td>10か月まで</td> <td>11か月まで</td> <td>1年まで</td> </tr> <tr> <td>月割</td> <td>1/12</td> <td>2/12</td> <td>3/12</td> <td>4/12</td> <td>5/12</td> <td>6/12</td> <td>7/12</td> <td>8/12</td> <td>9/12</td> <td>10/12</td> <td>11/12</td> <td>12/12</td> </tr> </table>	期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで	月割	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12					
期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで																				
月割	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12																				
日割	期間の日数を、365日で除した割合をいいます。																															

期間	既経過期間 (既経過日数 ・月数)	ご契約の始期日から、解約日、解除日または失効日までの期間（日数・月数）をいいます。
	未経過期間 (未経過日数 ・月数)	解約日、解除日または失効日から、ご契約の満期日までの期間（日数・月数）をいいます。
保険料	未払込保険料	解約、解除または失効時点において払込みいただいていない保険料・分割保険料をいいます。
	年間（年額） 保険料	解約日、解除日または失効日時点のご契約内容について、保険期間を1年間とした場合に当社が領収すべき保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合は「年間保険料」といい、分割払の場合には、分割保険料の12倍の額を「年額保険料」といいます。
	既収保険料	払込みいただいた保険料をいいます。
	保険料 一時払契約	保険料の払込方法が一時払であるご契約をいいます。
	保険料 分割払契約	保険料の払込方法が分割払であるご契約をいいます。

<返還保険料の計算方法等について>

解約、解除、無効、失効または取消の場合の返還保険料の計算方法は、保険料の払込方法別に、下表のとおりとなります。なお、セットされる特約等により返還保険料の計算方法が下表と異なる場合があります。

区分		払込方法	
		一時払	分割払
解約	保険契約者からの解約	短期率	月割
	被保険者からの解約	短期率	月割
	増額更改および同額更改のための全部解約	日割	日割
解除	告知義務に関する規定による解除	日割	日割
	重大事由による解除	日割	日割
	追加保険料不払による解除	日割	日割
	分割保険料不払による解除		日割
無効	保険金の不法取得を目的とした保険契約の無効	返還しません	返還しません
	上記以外	全額返還	全額返還
失効	失効（全ての被保険者について死亡保険金支払時）	傷害に関わる補償保険料部分（特約含む）は返還しません。	傷害に関わる補償保険料部分（特約含む）のみ未払込保険料分を請求します。
	失効（その他）	日割	日割
取消	取消（詐欺・強迫）	返還しません	返還しません

◆期間に含まれる日数の計算にあたっては、その期間の初日の翌日を起算日とします。

◆保険料から上記に従って算出される金額を差し引いた額が最低保険料を下回る場合は、最低保険料との差額を差し引いて返還保険料をお支払いします。また、払込保険料が最低保険料を下回る場合は、最低保険料との差額を保険契約者に請求します。（分割払契約の場合および中途更改に伴う保険料返還の場合は除きます。）

◆返還保険料は補償項目・特約の種類ごとに個別に計算し、1円位を四捨五入して10円単位とします。なお、計算の順序・計算過程における端数処理等の影響により、後記に記載された計算方法に従って算出される金額と実際に返還される金額とが異なる場合があります。

- ◆解約時または解除時に未払込保険料がある場合には、上記に従って算出される金額から、未払込保険料相当額を差し引いて返還保険料をお支払いします。なお、未払込保険料の額が上記に従って算出される金額を上回る場合は、その差額を保険契約者に請求します。
- ◆解約、解除、無効、失効または取消の場合の返還保険料について、普通保険約款の基本条項第15条に記載をしていますので、ご参照ください。

なお、返還保険料の具体的な金額や、ご不明な点については、取扱代理店、または、当社までお問い合わせください。

## <計算方法・計算例① 保険契約者からの解約の場合>

### 【保険料一時払契約】

返還保険料 =

$$\text{年間保険料} \times (100\% - \text{既経過期間の短期率}) - \text{未払込保険料}$$

### 【保険料分割払契約】

$$\text{返還保険料} = (\text{年額保険料} \times \frac{12 - \text{既経過月数}}{12}) - \text{未払込保険料}$$

### 【保険料一時払契約】

◆保険期間 : 平成29年1月1日～平成30年1月1日

◆年間保険料 : 10,000円(払込済)

◆解約日 : 平成29年3月11日

(既経過期間 : 3か月まで → 短期率45%)

$$\boxed{\text{返還保険料}} = 10,000\text{円} \times (100\% - 45\%) = 5,500\text{円(返還)}$$

### 【保険料分割払契約】

◆保険期間 : 平成29年1月1日～平成30年1月1日

◆分割保険料 : 1,000円(年額保険料1,000円×12回 = 12,000円、  
1月～3月まで3回払込済)

◆解約日 : 平成29年3月29日(既経過期間 : 3か月まで)

$$\boxed{\text{年額保険料} \times \frac{12 - \text{既経過月数}}{12}} = 12,000\text{円} \times \frac{12 - 3(\text{か月})}{12} = 9,000\text{円}$$

$$\boxed{\text{未払込保険料}} = 1,000\text{円} \times 9\text{回} = 9,000\text{円}$$

差 引

0円(返還・請求なし)

## <計算方法・計算例② 告知義務に関する規定による解除の場合>

### 【保険料一時払契約】

$$\text{返還保険料} = \text{年間保険料} \times (\text{未経過日数}^* / 365) - \text{未払込保険料}$$

### 【保険料分割払契約】

$$\text{返還保険料} = \text{年額保険料} \times (\text{未経過日数}^* / 365) - \text{未払込保険料}$$

\*365日を上限とします。

### 【保険料一時払契約】

◆保険期間 : 平成29年1月1日～平成30年1月1日

◆年間保険料 : 10,000円(払込済)

◆解除日 : 平成29年3月11日

(未経過日数 : 3月11日～翌年1月1日 → 296日)

$$\boxed{\text{返還保険料}} = 10,000\text{円} \times (296 / 365) = 8,110\text{円(返還)}$$

### 【保険料分割払契約】

◆保険期間 : 平成29年1月1日～平成30年1月1日

◆分割保険料 : 1,000円(年額保険料1,000円×12回 = 12,000円、  
1月～3月まで3回払込済)

◆解除日 : 平成29年3月29日

(未経過日数 : 3月29日～翌年1月1日 → 278日)

$$\boxed{\text{年額保険料} \times \text{未経過日数} / 365} = 12,000\text{円} \times (278 / 365) = 9,140\text{円}$$

$$\boxed{\text{未払込保険料}} = 1,000\text{円} \times 9\text{回} = 9,000\text{円}$$

差 引

140円(返還)

日常生活に役立つさまざまなサービスを専用ダイヤルでご提供します。  
(電話相談無料)

## 健康・医療

年中無休24時間対応

- 健康・医療相談(医師相談は一部予約制)
- 医療機関総合情報提供
- 診断サポートサービス(各種人間ドック機関紹介等)
- 三大疾病セカンドオピニオン情報提供
- 女性医師情報提供、女性医師相談(医師相談は一部予約制)

## 介護

年中無休24時間対応

- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談
- 公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談
- 認知症に関する情報提供と悩み相談

## 暮らしの相談

平日14:00~17:00

- 暮らしのトラブル相談(法律相談)
  - 暮らしの税務相談
- 弁護士・税理士との相談は予約制

.....  
お客様の行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、当社保険に関連するご相談は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## 情報提供・紹介サービス

平日10:00~17:00

- 子育て相談(12才以下)
- 暮らしの情報提供(冠婚葬祭、ボランティア情報)
- 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

サービス専用ダイヤル **0120-033-939**(無料)

健康・介護  
ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL : [http://www.ms-ins.com/kenko\\_kaigo/index.html](http://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/index.html)

\*ご利用時には、お名前、ご契約されている保険の種類、証券番号をお知らせください。

\*平日とは、土・日・祝日・年末・年始を除いた月～金をいいます。

\*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。

\*本サービスは、当社提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

\*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

**0120-258-189** (無料)

お客さまナビゲートブックには**ご契約内容の変更**についても記載しておりますので、ご一読ください。

## 三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

(お客さまデスク) 0120-632-277(無料)  
東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館  
電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00  
(年末・年始は休業させていただきます)  
<http://www.ms-ins.com>